

いる。
 会社は、日常的な維持修繕について案件ごとに契約手続を行うことは困難であるため1か月分をまとめているとしている。しかしながら、このような緊急契約の方法は会社の規程では定められていない。

また、会社の契約事務規程第36条では「業務を所管する部長は、当該工事が完了したとき、又は業務委託が完了したとき等は、契約の相手方から履行完了届を提出させなければならない。」と定められているが、本件の日常的な維持修繕は契約締結前に行われているため案件ごとの履行完了届は提出されず、事後の契約に基づいて1件にまとめた履行完了届となっている。

これを補充するものとして、相手方から個々の修繕に係る完了報告書(以下「完了報告書」という。)が提出されているが、項番1及び項番2の契約においては完了報告書に確認の押印や署名がなく、項番3の契約においては社員以外の者が確認の署名をしており、項番4の契約においては完了報告書が提出されていない。このため、個々の修繕について当該案件の監督員が完了を確認したことを確認できない。

会社は、事後にまとめた履行完了届によって個々の修繕について検査し合格としているが、修繕完了に伴う適時の検査となっておらず適切でない。

都では、例えば、繰り返し発生することが見込まれる維持補修について、競争契約によって必要な工種ごとの単価を定めた契約としておき、補修が必要となった場合には指示書で契約の相手方に施工を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届等により出来高を確認し対価を支払う「単価契約工事」によって対応している。

会社においては、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法を検討し、これを運用するための事務手続等を詳細に定める必要がある。

会社は、日常的な維持修繕について契約方法を検討し、これを適切に運用するための規程等を整備されたい。

(東京交通サービス株式会社)

(表4) 事後にまとめて緊急契約としている日常的な維持修繕の状況 (単位:円)

項番	契約件名	年度	契約件数	修繕等件数	契約金額 合計	契約相手方
1	給排水衛生設備緊急修繕工事	令和4年度	12件	330件	16,659,500	A
		令和5年度	12件	254件	14,184,500	A
2	建具金物ほか緊急修繕工事	令和4年度	12件	299件	12,715,230	B
		令和5年度	12件	260件	14,448,500	B
3	排水口詰まり処理緊急修繕工事	令和4年度	12件	431件	13,905,100	C
		令和5年度	12件	495件	17,813,620	C
4	地下鉄駅構内漏水処理工事	令和4年度	13件	487件	20,113,500	A
		令和5年度	14件	405件	17,931,100	A
	合計				127,771,050	

参考資料

1 経営状況の概要

(1) 事業実績

ア 駅務施設事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第53期 (令和5年度)	第54期 (令和6年度)	第55期 (令和7年度)	
1	駅務機器の保守点検業務 (注)	駅務機器保守点検対象台数	2,506	2,504	2,502	台
2	駅務機器移設作業	駅務機器移設作業駅数	3	3	5	駅
3	ホームドア保守管理	三田線、大江戸線、新宿線、浅草線	5,312	5,760	6,240	組

(注) 駅務機器：自動改札機、券売機、精算機、カウンター内機器など駅務に必要な機器

イ 電気施設事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第53期 (令和5年度)	第54期 (令和6年度)	第55期 (令和7年度)	
1	変電設備の保守管理	都営地下鉄・荒川線等の全変電所保守点検、変電所工事立会い	45	45	45	箇所
		地下鉄 その他	7	7	7	
2	駅構内工事保安業務	ホームドア設置・更新工事、電力設備更新工事、各種設備保守点検等の立会い	4,096	3,788	3,652	回
		夜間 昼間	1,804	1,995	2,002	
3	電機設備工事 監理等業務	電気設備及び機械設備の更新並びに駅大規模改良工事に伴う地下鉄工事の工事監理等業務	23	23	23	案件
		降切連保安設備	96	96	96	箇所
4	荒川線保安設備等の保守管理	電話機総数 通信ケーブル 電車線路	130 32.6 25.3	130 32.6 25.3	130 32.6 25.3	箇所 km
5	駅構内監視システム保守管理	構内監視カメラと付随する機器の検査及び障害対応	105	105	105	箇所

ウ 車両・機械事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	
1	地下鉄車両保守管理	三田線車両の全般重要部検査、浅草・三田・大江戸線車両の空気ブレーキ検査等	7	8	9	編成
		三田線 浅草線 大江戸線	3	6	7	
			10	12	14	
2	日暮里・舎人ライナー車両の保守管理	全般重要部検査	4	3	3	編成
		検車業務及び月検査	78	80	80	
		駅冷房設備	94	93	93	
		駅換気設備	95	94	94	
		駅排煙設備	94	93	93	
		ボンプ設備	94	99	99	
3	駅機械設備保守管理	駅機械監視装置	95	95	95	駅
		変電所空調設備	43	44	44	箇所
4	駅居室等空調保守管理	各駅の空調機器、庁舎(ほか)の機器	3,199	3,266	3,266	台

エ 土木・建築事業の主な実施状況

項番	業務	対象	実績			単位
			第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	
1	日暮里・舎人ライナー安全管理	夜間連絡待機施設外観、走行路	週5 9.7	週5 9.7	週5 9.7	回 km
		駅	13	13	13	km
		ポイント	42	42	42	箇所
2	駅舎等修繕	駅での小規模修繕	102	102	102	駅
		エレベーター	276	277	266	基
		エスカレーター	760	760	760	基
3	昇降機保守管理	軌道	12.2	12.2	12.2	km
		停留場	30	30	30	箇所
		ポイント	20	20	20	箇所
4	荒川線安全管理及びび工事監理	軌道の修繕・改良工事等の工事監理	6	6	6	件
5	地下鉄構造物検査・点検	トンネル部の検査区間	104.6	96.2	105.9	km
		駅部の検査	93	55	33	駅
6	庁舎等地上建築物の工事監理補助	改築・改修の監理補助		4	4	件

オ 発電事業の主な実施状況

業務	対象	実績			単位
		第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	
水力発電	運転監視管理、安全管理、財産管理、巡視、点検業務等	3	3	3	箇所
		1	1	1	箇所

カ 自主事業の主な実施状況

事業区分	発注元	業務内容	実績			単位
			第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	
電気施設事業	駅構内等に光ケーブル等を設置する各通信事業者	携帯電話基地局等設備の保守立会い等	1,736	1,477	1,808	回

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)		第55期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	7,963	8,015	52	0.7	8,633	617	7.7
売上原価	7,133	7,182	49	0.7	7,650	468	6.5
売上総利益	829	833	3	0.4	982	149	17.9
販売費及び一般管理費	443	488	45	10.2	543	54	11.1
営業損益	386	344	△41	△10.8	439	94	27.5
営業外収益	6	6	0	3.6	6	△0	△3.2
営業外費用	1	5	4	408.1	1	△3	△67.4
経常損益	391	345	△46	△11.8	443	98	28.5
税引前当期純利益	391	345	△46	△11.8	443	98	28.5
法人税、住民税等	159	132	△26	△16.8	168	35	26.7
法人税等調整額	△24	△14	10	-	△41	△27	-
当期純損益	256	226	△30	△11.8	317	90	39.9

イ 主要経営指標の推移

項目	第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	算式	
				事業利益(注)	総利益(注)
総資本事業利益率(%)	10.5	8.8	10.1	—	—
営業収益営業利益率(%)	4.9	4.3	5.1	—	—
総資本回転率(回)	2.2	2.0	2.0	—	—
総費用対総収益比率(%)	95.1	95.7	94.9	—	—
イコリス・イコリス・イコリス(倍)	362.0	137.6	239.5	—	—

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円)

科目	第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)		第55期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	2,455	2,650	195	8.0	3,092	441	16.7
現金及び預金	1,059	1,318	259	24.5	1,668	349	26.5
売掛金	1,318	1,243	△74	△5.7	1,326	83	6.7
その他	77	88	10	13.7	96	8	9.3
固定資産	1,231	1,264	33	2.7	1,257	△7	△0.6
有形固定資産	150	169	19	12.7	135	△34	△20.1
無形固定資産	123	101	△21	△17.8	71	△30	△29.6
投資その他の資産	957	993	36	3.8	1,050	56	5.7
資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1
流動負債	924	923	△0	△0.1	1,112	188	20.4
買掛金	481	482	0	0.2	592	109	22.7
リース債務	25	26	0	2.6	26	△0	△1.3
未払法人税等	106	53	△53	△50.1	101	48	92.3
費与引当金	116	128	11	10.1	141	12	9.8
その他	193	232	39	20.3	250	17	7.5
固定負債	471	485	14	3.0	542	56	11.6
リース債務	83	56	△26	△31.8	30	△26	△46.0
退職給付引当金	388	428	40	10.5	511	82	19.3
負債合計	1,396	1,409	13	1.0	1,654	244	17.3
株主資本	2,288	2,505	216	9.5	2,696	191	7.6
資本金	20	20	-	0	20	-	0
利益剰余金	2,268	2,485	216	9.6	2,676	191	7.7
評価・換算差額等	1	0	△1	△93.2	△1	△1	-
純資産合計	2,290	2,505	215	9.4	2,695	189	7.6
負債及び純資産合計	3,686	3,915	229	6.2	4,349	434	11.1

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第53期 (令和3年度)	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	算式
流動比率	265.6	286.9	278.1	流動資産 — 流動負債
自己資本比率	62.1	64.0	62.0	自己資本 — 総資本
固定長期適合比率	44.6	42.3	38.8	固定資産 — 長期資本(注)

(注) 長期資本＝資本金＋剰余金＋固定負債

2 経営改革プラン (令和3年度～令和5年度)

以下の到達目標に向けて取り組み、令和5年度末時点において、全ての到達目標を達成した。

取組事項	3年後 (令和5年度) の到達目標 (抜粋・要約)
人材の確保・育成	目標① 業務責任者資格(社内資格)について、技術指導や施工管理に従事できる1級と、特定の専門分野での業務を円滑に遂行できる2級の業務責任者を各90名育成する。 目標② 人材育成計画の策定・運用、関連する規程等の見直し 目標③ 資格取得支援策の策定、導入
新たな事業の拡大等による受託事業の収益力の向上	目標① 建築分野の工事監督・監理部門を設立し業務を受託 目標② 経営改革プランの期間中における新規受託拡大による売上増(約2億円) 目標③ 発電事業の黒字化 目標④ 全事業合計での粗利率9.5%
新技術の活用による質の高いメンテナンスの提供	目標① 安否確認システムの導入 目標② ウェアラブルカメラの3事業所導入 目標③ 現場作業支援アプリ8事業所導入

地方独立行政法人東京都立病院機構

都立8病院及び公益財団法人東京都保健医療公社運営6病院・1検診センターを一体的に運営するため、令和4年7月より、地方独立行政法人東京都立病院機構が策定した。よって、本報告書では、主に、令和5年度及び令和4年度（9か月分）の2か年による比較で記載している。

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都立病院機構	令和6年9月11日から 同年11月1日まで	令和4年度及び 令和5年度の事業
局	保健医療局、福祉局	令和6年9月10日、 同年11月5日及び6日	

2 団体の概要

設立の目的	医療の提供、医療に関する研究及び調査並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、東京都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進し、もって都民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に設立
昭和63年6月 財団法人東京都保健医療公社設立	
平成24年4月 財団法人から公益財団法人へ移行	
平成30年1月 都立病院経営委員会報告にて都立病院の地方独立行政法人移行の提言	
令和4年7月 東京都立病院条例廃止	
令和4年7月 公益財団法人東京都保健医療公社解散	
令和4年7月 都立8病院及び公益財団法人東京都保健医療公社6病院 1所が地方独立行政法人東京都立病院機構へ移行	

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 行政的医療をはじめとする医療の提供 地域医療の充実並びに東京都の医療政策、保健政策及び福祉政策の推進への貢献 災害及び公衆衛生上の緊急事態等に対応するために必要な業務 医療に関する研究及び調査 医療に関する技術者の研修及び育成 予防医療の提供 上記業務に附帯する業務
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
組織	機構法人本部（戦略推進室、事業推進部、総務部）、研究推進センター 14病院（広尾・大久保・大塚・駒込・豊島・荏原・墨東・東部地域・多摩南部地域・神奈川・松沢各病院、多摩総合・多摩北部・小児総合各医療センター） 1所（がん検診センター）
人員	役員13名 （理事長1名、副理事長2名、理事8名（うち6名非常勤）、監事2名（非常勤）） 職員9,746名
出資	資本金196,452百万円の内額（100%）
負担金及び交付金（表1）	39,655,086千円（令和4年度交付額） 52,693,969千円（令和5年度交付額）
補助金（表2）	24,143,617千円（令和4年度交付額） 5,818,826千円（令和5年度交付額）
貸付金（表3）	51,966,044千円（令和4年度未残高） 51,478,443千円（令和5年度未残高）
事業の委託（表4）	603,880千円（令和4年度委託料） 599,651千円（令和5年度委託料）
経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益197,735百万円のうち、50,444百万円（25.5%）（令和4年度） 経常収益237,231百万円のうち、61,414百万円（25.9%）（令和5年度）
財産の貸付け（表6）	土地（36万3,057.46㎡）及び建物等（13万6,808.3㎡）を無償貸付け等
職員の派遣等	常勤役員1名を都から派遣、常勤役員2名が都退職者 常勤職員479名を都から派遣、常勤職員5,537名（注2）が都退職者
業務実績評価（全体評価）（注3）	令和4年度：第一期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある 令和5年度：第一期中期計画の達成に向け着実な業務の進捗状況にある

(注1) 上記数値等は令和6年3月31日現在
 (注2) 常勤職員における「都退職者」は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定により令和4年7月1日において法人の職員(都職員から法人職員への移行)となった者のうち、令和6年3月31日時点で法人に在籍している者である。
 (注3) 法に従い、法人は、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会(東京都における知事の附属機関として設置。)は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する2.1の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

(表1) 運営費負担金及び運営費交付金の交付状況 (単位: 千円)

名称	根拠	対象事業	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
運営費負担金	地方独立行政法人法第85条、地方独立行政法人東京都立病院機構運営費負担金交付要綱	病院部門に係る事業の経費のうち、 ①事業の経営に伴う収入をもって充てること適当でない経費 ②法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	36,462,969	49,363,603
運営費交付金	地方独立行政法人法第42条、地方独立行政法人東京都立病院機構運営費交付金交付要綱	①標準運営費交付金：がん検診事業及び一般管理費に係る経費 ②特別運営費交付金：特定の期間に限定される事業及びその他の事業に係る経費	462,907	617,569
合計			39,655,086	52,693,969

(注) 第1期(令和4年度)については、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月間の金額を記載している。原則、以下の表でも同様である。

(表2) 補助金の交付状況 (単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
東京都感染症指定医療機関運営事業	東京都感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱	第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費(維持管理的経費、常勤職員費、研究・研修経費)(3/4)	-	34,960
感染症指定医療機関感染防御体制強化事業	東京都感染症指定医療機関感染防御体制強化事業費補助金交付要綱	一類感染症患者の受入時における感染防止に要する資器材の整備並びに一類感染症患者の診療を担当する当該医療機関従事者の定期的な感染防御訓練の実施に要する経費(感染防護具の経費)(10/10)	9,753	27,535
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)患者を受け入れるための病床確保等に要する経費(10/10)	23,575,345	5,042,693
東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病棟支援事業	東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病棟支援事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス患者を受け入れるための病床確保等に要する経費(10/10)		90,670
感染管理認定看護師等資格取得支援事業	・感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱 ・感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱	都内の病院設置者が、雇用している看護職員、薬剤師及び臨床検査技師に、感染管理認定看護師等の認定資格を取得させるために負担した経費(1/2)	105	785
新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備補助事業	新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備補助金交付要綱	新型コロナウイルス検体検査を行うための設備整備に要する経費(10/10)	41,556	
小児集中治療室施設整備費等補助事業	小児集中治療室施設整備費等補助金交付要綱	小児集中治療室の施設整備及び設備整備に要する経費(施設整備: 0.66(国)0.33(都)0.33)、設備整備: 2/3(国)1/3(都)(1/3))	-	6,108
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金交付要綱	小児集中治療室医療従事者研修事業に要する経費(1/2)	6,306	6,306

補助金名	拠 拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
小児救命救急センター運営費補助事業	東京都小児救命救急センターの設置及び運営に関する要綱	小児救命救急センターの運営及び研修に要する経費 (1/3)	42,364	41,372
在宅移行支援病床運営事業	東京都在宅移行支援病床運営事業補助金交付要綱	NICUやGCUに長期入院している小児の円滑な在宅生活への移行を促進するための「在宅移行支援病床」の運営に必要な経費 (1/2)	21,554	34,288
在宅療養児一時受入支援事業	東京都在宅療養児一時受入支援事業補助金交付要綱	在宅等に移行したNICU等長期入院児等の定期的医学管理及びその保護者の努力の一時支援のための病床の確保等に必要な経費 (1/3)	6,382	5,245
NICU等入院児の在宅移行支援事業	NICU等入院児の在宅移行支援事業補助金交付要綱	周産期母子医療センター等職員による自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練の支援のための経費等 (10/10)	17	17
産科医等育成・確保支援事業	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱	分娩を取り扱う産科医等に対し分娩手当を支給するための経費等 (2/3)	17,491	27,457
新生児医療担当医育成・確保支援事業	東京都新生児医療担当医育成・確保支援事業補助金交付要綱	新生児医療に従事する医師に対し新生児担当医手当等を支給するための経費等 (2/3)	3,146	6,846
産科救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金交付要綱	院内感染を防止するために要する経費 (10/10)	11,612	13,527
東京都災害拠点病院心臓器用資器材整備事業	東京都災害拠点病院心臓器用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	後方医療活動用資器材の整備等の災害拠点病院の整備に要する経費 (10/10)	5,688	1,455
東京都医療施設自家発電設備点検等支援事業	東京都医療施設自家発電設備点検等支援事業補助金交付要綱	自家発電設備の稼働試験等に要する委託費及び設備の稼働に要する燃料費 (10/10)	1,876	-
NBC災害・テロ対策設備整備補助金	NBC災害・テロ対策設備整備補助金交付要綱	NBC災害の被害者の影響等に必要な医療機器等の購入費 (10/10)	-	18,823

補助金名	拠 拠	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業に関する補助金交付要綱	国・地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チームの参加に要する経費 (10/10)	118	1,361
東京 DMAT における現場移行用資器材整備事業	東京 DMAT における現場移行用資器材整備事業補助金交付要綱	交付要綱別表に定める現場移行用資器材の初度整備及び耐用年数経過等による更新に要する経費 (10/10)	5,975	3,201
東京都へき地医療拠点病院運営費補助	東京都へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	へき地医療拠点病院運営事業の実施に必要な経費 (10/10)	-	10,543
休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業 (周産期連携病院)	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助金交付要綱	周産期連携病院として必要な施設整備費及び設備整備費 (1/2)	7,507	3,080
救急医療機関勤務医師確保事業	救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱	休日・夜間に救急医療に従事する医師に対して支給する救急勤務医手当に要する経費 (1/3)	89,020	153,703
周産期母子医療センター運営費等補助事業	周産期母子医療センター運営費等補助事業補助金交付要綱	周産期母子医療センターの運営に要する経費 (総合：2/3、地域：1/2)	230,097	205,509
東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費 (1/2)	10,317	10,898
医療関係者研修等補助金及び臨床臨床研修費等補助金 (産科医師)	医療関係者研修等補助金及び臨床臨床研修費等補助金交付要綱	産科医師臨床研修を行うために必要な各種経費 (10/10)	12,410	13,427
東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業	東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金交付要綱	がん診療連携拠点病院が地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るために要する経費 (1/2)	34,855	43,268
院内保育事業運営費補助金	院内保育事業運営費補助金交付要綱	院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費 (給料、諸手当等)及び委託料 (内訳は人件費とする。) (2/3)	1,254	1,274

補助金名	拠地	補助対象 (補助率)	交付額	
			第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
精神障害者早期退院支援事業補助金	精神障害者早期退院支援事業補助金交付要綱	地域援助事業者等が医療保護入院者退院支援委員会等へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用及び精神科病院の事務手数料 (国 2/3、都 1/3)	4,800	7,820
東京都災害派遣精神医療チーム補助金交付要綱	東京都災害派遣精神医療チーム補助金交付要綱	東京 DPAT 標準関連資機材(通信機器・記録機器等)の購入等に係る経費等(国 1/2、都 1/2)	1,378	1,178
精神保健法報告業務補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱	医療保護入院者の入院届、措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の定期病状報告書に係る業務(10/10)	6,687	5,496
災害拠点精神科病院応急用資器材整備事業	東京都災害拠点精神科病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	応急用資器材の購入費(10/10)	1,933	-
合計			24,143,617	5,818,826

(表3) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	開始BS (令和4年7月1日)	第1期(令和4年度)		第2期(令和5年度)	
		借入額	償還額	借入額	償還額
貸付金		6,788,000	7,253,601	6,437,000	6,924,600
建設改良資金貸付金	52,431,646		51,966,044		51,478,443

(表4) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料	
	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
小児等在宅移行研修事業	1,390	1,498
東京都子ども救命センター運営事業	52,004	52,131
東京都小児救急医療地域連携事業		1,125
休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)	4,761	6,178
東京都脳卒中医療連携推進事業	3,397	3,444
島上医療用画像電送システムによる診療支援事業	11	
東京都災害医療図上訓練業務		1,979
東京都周産期医療関係者研修		409
東京都周産期医療ネットワーク事業	308	1,669
東京都母体救命搬送システム事業	72,885	72,885
東京都小児・AYA世代がん診療連携推進事業	16,115	13,549
小児がん地域連携推進研究会開催業務	125	573
AYA世代等がん患者相談支援事業	7,200	7,200
院内がん登録室事業	4,292	3,982
がん検診精度管理評価事業	4,953	4,953
アレルギーマネジメント専門研修	1,387	1,530
子供の心診療支援拠点病院事業	8,738	8,738
東京都小児慢性特定疾病児童等移行期医療支援体制整備事業	5,342	5,465
依存症対策地域支援事業		1,769
精神科医療地域連携事業	2,366	2,437
高次脳機能障害支援普及事業(専門的リハビリテーションの充実事業)	5,351	5,351
精神保健福祉普及啓発事業		990
精神科夜間休日救急診療事業	346,626	347,968
精神科患者身体合併症医療事業	66,622	52,438
災害時精神科医療図上訓練業務		1,379
合計	603,880	599,651

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第1期(令和4年度)		第2期(令和5年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
合計	197,735	100	237,231	100
都からの収益	50,444	25.5	61,414	25.9
運営費負担金収益	36,462	18.4	49,363	20.8
運営費交付金収益	3,128	1.6	3,310	1.4
受託料収益	548	0.3	545	0.2
受取補助金収益(注)	4,097	2.1	1,374	0.6
補助金収益	168	0.1	1,053	0.4
その他協力金等収益	3,928	2.0	320	0.1
その他(資産見返等戻入)	6,206	3.1	6,821	2.9
他の収益	147,290	74.5	175,816	74.1

(注) 受取補助金収益は、都単独補助金部分であり、国庫補助金(新型コロナ関連)は含まれていない。

(表6) 公有財産の貸付け等の状況

(単位：㎡)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政 財産	大塚病院	マゼンホール等用地	1.40	-	免除
	多摩総合医療センター	案内板等用地	8.89	-	
	神経病院	更衣室・仮眠室	-	344.57	
	法人本部(事務局)	事務室・駐車場	-	1,062.49	
	法人本部(研修センター)	教室等	-	5,271.25	
	広尾病院	病院敷地	19,686.45	-	
	大塚病院	病院敷地、建物等	18,403.00	46,226.89	
	豊島病院	職務住宅	-	1,799.68	
	荏原病院	病院敷地、建物等	28,359.22	57,035.80	
	多摩総合医療センター	病院敷地	119,840.01	-	
普通 財産	多摩北部医療センター	病院敷地、建物等	30,981.14	1,587.20	免除
	松沢病院	病院敷地	140,934.38	-	
	がん検診センター	病院敷地	4,842.97	-	
	大久保病院(注2)	病院棟	-	23,480.42	

(注1) 東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号)第5条及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第25号)第4条に基づき、公用(病院事業)に供するため免除及び無償

(注2) 大久保病院は、土地信託の建物を都が借り上げ、法人に無償で貸し付けている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

地方独立行政法人東京都立病院機構 (以下「法人」という。) の事業について、主に、中期目標及び計画に基づき運営される法人の業務について、法人設立後初めての中期計画における事業の進捗状況が適切なものとなっているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。
その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

法人は、14病院・1検診センターと法人本部からなる、約7,000床を擁するメデikalグループとして、令和4年7月に設立され、高水準で専門性の高い行政的医療を提供する役割を担ってきた東京都立病院と、地域における急性期医療の中核病院としての役割を担ってきた、都の政策連携団体である公益財団法人東京都保健医療公社が運営する病院等を、一体として地方独立行政法人化したものである。

業務運営については、法第25条の規定に基づき、知事が定めた第一期中期目標 (期間：令和4年7月から令和9年3月までの4年9か月間) をもとに、第一期中期計画及びこれに基づき年度計画を策定し、運営を行っている。

行政的医療の提供では、感染症医療について、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に位置付けられ、幅広い医療機関での対応が行われるようになったが、引き続き中等症以上の患者や重症化リスクの高い多種多様な疾患を有する患者を受け入れている。また、都の要請に基づき、旧府中療育センター内に設置した中等症2までの患者を受け入れる高齢者等医療支援型施設の運営を行う (令和6年3月開所) など、都の方針のもと取組を行った。

小児医療においては、小児総合医療センターでの「救急車は原則として全て受け入れる」という断らない救急の取組を始めとした高度・専門的な小児医療を着実に提供するなど、都立病院に求められる様々な行政的医療に積極的に取り組んでいる。

総合診療の提供では、モデル病院である広尾病院に病院総合診療科を新設するとともに、「東京都立病院機構総合診療専門研修プログラム」を策定した。また、「東京総合診療推進プロジェクト」として、都内の医療機関や医師会等と協力関係を築き、国内外の著名講師による指導及びレクチャーの提供などにより、東京都全体の総合診療医の育成や総合診療ができるスタッフの育成に取り組んでいる。

ア 病院の運営

法人は「大都市東京を医療で支える」を理念に掲げ、都の医療政策として求められる行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組等を推進し、都民の健康を守り、その増進に寄与することを目的として、病床数

7,116床で運営を行っている。

各病院概要

病院名	所在地	診療科目数	病床数
広尾病院	渋谷区恵比寿2丁目34番10号	28	408床
大久保病院	新宿区歌舞伎町2丁目44番1号	20	304床
大塚病院	豊島区南大塚2丁目8番1号	35	435床
駒込病院	文京区本駒込3丁目18番22号	35	815床
豊島病院	板橋区栄町33番1号	30	438床
荏原病院	大田区東雪谷4丁目5番10号	22	461床
墨東病院	墨田区江東橋4丁目23番15号	33	765床
多摩総合医療センター	府中市武蔵台2丁目8番29号	34	789床
多摩北部医療センター	東村山市青葉町1丁目7番1号	25	337床
東部地域病院	葛飾区亀有5丁目14番1号	19	314床
多摩南部地域病院	多摩市中沢2丁目1番2号	21	287床
神経病院	府中市武蔵台2丁目6番1号	10	304床
小児総合医療センター	府中市武蔵台2丁目8番29号	34	561床
松沢病院	世田谷区上北沢2丁目1番1号	9	898床
合計			7,116床

以下、各実績数値等は、法人発足前の令和3年度数値も含めた表となっている。

いずれの実績においても、第1期 (令和4年度) 及び第2期 (令和5年度) は、回復傾向にあるが、旧都立及び旧公社病院は、新型コロナウイルス対応を積極的に行っていた結果、医療連携が希薄となり一般患者等が他病院へ流れたことや、患者の受療行動の変化などにより、法人化後もその影響を受け、回復が遅れている状況である。

入院患者の実績

(単位：年度、人、%)

区分	1日当たり患者数			年間延べ数			病床利用率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院計	4,115	4,254	4,348	1,501,960	1,552,610	1,591,375	59.9	61.9	63.4

新入院患者の実績 (単位：人)

区分	年間延べ数		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
病院計	115,466	118,204	124,247

外来患者の実績 (単位：人)

区分	1日当たり患者数			年間延べ数		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
病院計	7,893	8,105	8,192	2,312,504	2,374,675	2,400,127

診療単価 (単位：円)

区分	入院			外来		
	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
病院計	69,267	70,385	70,994	20,691	19,413	20,243

紹介・逆紹介患者数 (単位：人)

区分	紹介			逆紹介		
	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
病院計	138,791	148,030	150,660	107,357	125,117	127,911

(注) 紹介：他の医療機関から紹介状により紹介を受けること
逆紹介：症状により新たな医療機関での診察、治療が必要な場合に他の医療機関を紹介すること

イ がん検診事業（がん検診センター）

施設概要

施設名	所在地	診療科目数
がん検診センター	府中市武蔵台2丁目9番2号	7

(ア) がん検診事業 (単位：人)

事業名	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
一般・精密検診	23,423	22,835	20,982
精密検診	23,423	22,835	20,982

(注) 精密検診：一次検診を受けて要精密検査となった方等の検診

(イ) 検診従事者に対する教育・研修事業 (単位：人)

内容	項目	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
がん検診医療従事者養成研修及び細胞検査士養成所の運営	受講者数	1,176	1,220	1,344

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況 (単位：百万円、%)

科目	開始BS (令和4年 7月1日)	第1期 (令和4年度)		第2期 (令和5年度)		
		増減額	増減率	増減額	増減率	
営業収益		193,891		232,974	20.2	
営業費用		181,366		244,329	34.7	
経常損益		7,756		△18,821	△26.578	
当期総損益		7,728		△18,294	△26.023	
資産合計	358,743	425,936	67,192	18.7	383,552	△42.383
負債合計	162,270	204,030	41,759	25.7	179,941	△24.088
純資産合計	196,473	221,906	25,432	12.9	203,611	△18.294
						△ 8.2

ア 収益及び費用の状況

法人の営業収益については、第1期が9か月決算であるため単純比較はできないが、第2期については、前年度比20.2%の増加であるものの、3.3%以上（(1.2月÷9月-1）×100）増加していないため、実質減少している。これは主に、新型コロナウイルスが5類感染症に位置付けられたことに伴う同感染症に関連する補助金が減少したことによるものである。

営業費用については、第2期の伸びが大きく、これは主に、医薬品の購入費用など営業費用の増加によるものである。

この結果、第1期は、新型コロナウイルス関連の補助金受入れに伴う営業収益の増により77億余円の当期純利益を計上しているが、第2期は一転して、182億余円の当期純損失を計上している。

イ 財政状態

法人の資産の主なもの、土地建物及び附属設備等のほか医療研究機器などの固定資産であるが、第2期は、新型コロナウイルス関連の補助金減少による営業外収益の減及び営業費用の増などに伴い、現金預金が大幅に減少したため、資産合計が減少している。

負債については、第2期において、主に未払金が減少したため、負債合計が減少している。

純資産については、第2期において、多額の当期純損失を計上したことから、純資産合計が減少している。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第28条の規定に基づき、第1期 (令和4年度) 及び第2期 (令和5年度) における業務の実績について、東京都地方独立行政法人評価委員会から意見を聴いた知事により評価を受けている。

都が令和5年9月に公表した「令和4年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書」によると、21項目に係る事業の進捗状況・成果について、最上位のS評定が3項目、次のA評定が10項目となるなど、全体として年度計画を上回って実施しており、第1期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況であると評価している。

続いて、令和6年9月に公表された「令和5年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書」では、同じく21項目に係る事業の進捗状況・成果について、最上位のS評定が2項目、次のA評定が9項目となったが、「財務内容の改善」項目ではC評定となっている。全体としては、年度計画を概ね順調に実施しており、第1期中期計画の達成に向け着実な業務の進捗状況にあると評価している。

特に令和4年度では、新型コロナウイルスについて、重症・中等症の患者や、軽症でも基礎疾患のある患者、小児、妊婦、透析、精神疾患のある患者等を積極的に受け入れたほか、エムボックスや梅毒対応に貢献するなど、公衆衛生上の緊急事態において、都の方針の下、求められる感染症医療を確実に提供したことを高く評価されている。

一方、経営状況について見ると、第2期は大幅な赤字額 (182億余円) を計上するなど、中期計画の2年目で早くも財政状況は厳しいものとなっている。法人によれば、新型コロナウイルス補助金を始めとした補助金等収益の大幅な減少や新型コロナウイルス後の患者の受療行動の変化による通常医療回復の伸び悩み、さらに、医薬品等による営業費用の増加や物価高騰による各種経費の増加などがあったとのことであり、第3期 (令和6年度) 以降も経営環境は非常に厳しいものと予想される。

また、新型コロナウイルス発生前の平成29年度及び平成30年度 (旧公社・都立病院合算数値) と比較したところ、物価・人件費高騰などによる薬品・診療材料費や建物管理などの委託費の増、法人移行に伴う建物等資産の継承や減価償却方法の変更等による減価償却費の増などにより、法人の経常費用は大幅に上昇している。

このような状況の中で法人は、現状の経営分析や将来に向けた収支の推計を通じて、必要に感じた経費削減の徹底を図ることはもとより、病院の特性に即した「断らない救急の徹底」、「地域との連携強化」、「初診患者の受入体制の強化」など積極的な患者の受入れで、営業収益を中心とした経常収益を向上させることが強く求められる。

経常収益及び経常費用

(単位：百万円)

科目	平成29年度	平成30年度	第1期	第2期
			(令和4年度)	(令和5年度)
経常収益	215,454	217,263	197,735	237,231
経常費用	217,518	220,474	189,979	256,052

(注) 第1期は9か月分の計上数値である。

平成29年度及び平成30年度は、新型コロナウイルス発生前における旧公社病院及び旧都立病院合算数値 (監査事務局試算) である。

(4) 工事

ア 監査対象とした工事等

監査は、第1期 (令和4年度)、第2期 (令和5年度) に締結したものと及び令和3年度以前に締結し、第1期 (令和4年度)、第2期 (令和5年度) に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等399件 (11,971百万円) のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事等を中心に、20件 (6,225百万円) を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

種別	契約年度				計			
	令和3年度以前	第1期	第2期	件数	金額 (税込)			
工事	5	2,593	106	2,131	171	3,514	282	8,238
設計委託等	4	1,071	55	1,283	58	1,379	117	3,733
合計	9	3,664	161	3,414	229	4,893	399	11,971
抽出件数	4	3,152	8	1,493	8	1,580	20	6,225

（注）「令和3年度以前」の工事等は、第1期（令和4年度）及び第2期（令和5年度）に継続して施工等が行われている工事及び設計委託等である。

イ 主な工事等

（単位：百万円）

工事件名	工事概要	契約金額 （税込）	工事期間
都立墨東病院（30）昇降機設備他改修工事	昇降機の改修工事	1,264	平成30.10.12 ～令和5.1.31
多摩メダイカル・キャンパス（3）立体駐車場新築工事その2	立体駐車場の新築工事	1,160	令和3.10.2 ～令和5.11.15
都立広尾病院（4）HCUほか改修工事	HCU・心臓リハビリテーション室内装改修工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式	272	令和4.10.24 ～令和5.5.18
都立墨東病院（5）VCF電源設備改修工事	蓄電池等設備の改修工事	250	令和5.7.3 ～令和6.10.30
都立駒込病院（4）新院内ネットワーク整備工事	院内ネットワークの整備工事	368	令和5.3.8 ～令和6.3.29

（注）土木、建築及び設備の工事等のうち、契約金額が大きい工事、大規模な改修工事等を記載している。

（5）費用及び収益の状況
ア 主要科目の推移

（単位：百万円、%）

科目	第1期 （令和4年度）	第2期（令和5年度）		増減率
		増減額	増減率	
営業収益	193,891	232,974	39,083	20.2
営業収益	126,465	169,974	43,508	34.4
運営費負担金収益	36,096	49,006	12,910	35.8
運営費交付金収益	479	718	238	49.8
補助金等収益	24,451	6,295	△ 18,155	△ 74.3
寄附金収益	179	127	△ 51	△ 28.9
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	638.7
資産見返補助金等戻入	12	29	16	130.8
資産見返寄附金戻入	0	2	1	213.2
資産見返物品受贈額戻入	6,206	6,820	613	9.9
営業費用	181,366	244,329	62,963	34.7
営業費用	179,633	242,396	62,762	34.9
一般管理費	1,733	1,933	200	11.6
営業損益	12,524	△ 11,355	△ 23,879	-
営業外収益	3,843	4,256	412	10.7
営業外費用	8,612	11,722	3,110	36.1
経常損益	7,756	△ 18,821	△ 26,578	-
臨時利益	150	535	385	256.9
臨時損失	177	8	△ 169	△ 95.1
当期総損益	7,728	△ 18,294	△ 26,023	-

(6) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	開始BS (令和4年 7月1日)	第1期 (令和4年度)		第2期 (令和5年度)		
		増減額	増減率	増減額	増減率	
固定資産	256,121	262,416	6,295	255,877	△ 6,539	△ 2.5
有形固定資産	254,908	260,246	5,338	254,123	△ 6,122	△ 2.4
無形固定資産	1,131	1,681	550	1,263	△ 418	△ 24.9
投資その他の資産	82	488	406	490	1	0.2
流動資産	102,622	163,519	60,897	127,675	△35,844	△ 21.9
現金及び預金	77,719	123,432	45,713	91,013	△32,419	△ 26.3
未収金	24,473	37,716	13,242	34,388	△ 3,327	△ 8.8
その他	430	2,370	1,940	2,273	△ 97	△ 4.1
資産合計	358,743	425,936	67,192	383,552	△42,383	△ 10.0
固定負債	128,732	142,919	14,186	138,232	△ 4,687	△ 3.3
資産見返負債	24,217	27,098	2,880	20,494	△ 6,603	△ 24.4
長期借入金	-	6,788	6,788	13,225	6,437	94.8
移行前地方債償還債務	45,178	38,253	△ 6,924	32,783	△ 5,469	△ 14.3
退職給付引当金	49,619	59,786	10,166	60,729	942	1.6
その他	9,717	10,992	1,275	10,999	6	0.1
流動負債	33,537	61,110	27,572	41,708	△19,401	△ 31.7
運営費交付金債務	-	58	58	72	14	24.1
一年以内返済予定移行前地方債償還債務	7,253	6,924	△ 329	5,469	△ 1,455	△ 21.0
一年以内返済予定リース債務	3,642	4,856	1,214	5,629	772	15.9
未払金	10,994	40,901	29,907	22,670	△18,231	△ 44.6
賞与引当金	1,151	6,561	5,410	6,949	387	5.9
その他	10,496	1,807	△ 8,689	917	△ 889	△ 49.2
負債合計	162,270	204,030	41,759	179,941	△24,088	△ 11.8
資本金	196,452	196,452	-	196,452	-	0
資本剰余金	20	17,725	17,704	17,725	-	0
利益剰余金	-	7,728	7,728	-	△ 7,728	△100
繰越欠損金	-	-	-	△10,566	△10,566	-
純資産合計	196,473	221,906	25,432	203,611	△18,294	△ 8.2
負債純資産合計	358,743	425,936	67,192	383,552	△42,383	△ 10.0

2 指摘事項

(1) 団体

ア 公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進捗管理を適切に行うべきもの

公務上の災害を受けた場合、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、災害を受けた職員（被災職員）に対し、被災職員の所属する地方公共団体等（注1）に代わって、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が必要な補償等を実施することとなっている。ところで、多摩北部医療センターにおいて、センターの職員が公務災害で受診した案件について確認したところ、表7のとおり、基金への公務災害の認定請求、認定後の補償請求が行われていないため、診療費が未収金（注2）のままとなっている事例が認められた。

公務災害の補償を受ける権利は、地方公務員災害補償法により時効があることから、権利が消滅する前に補償請求を行う必要がある。

しかしながら、センターでは、監査日（令和6年10月18日）現在、公務災害に関する進捗管理が適切に行われておらず、既に時効で補償請求ができない案件も見受けられる状況となっている。

センターは、公務災害の認定請求から認定後の補償請求について、基金への請求漏れが発生しないよう進捗管理を適切に行わたい。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注1) 一般地方独立行政法人（法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるものうち常時勤務することを要する者は、地方公務員災害補償法が適用される。

(注2) 公務災害等で受診があった場合、必要書類（公務災害認定請求書等）の提出、または職場に確認がとれている場合は、原則、自己負担分の支払を求めていない。本件は、センター一職員の公務災害（認定等の予定）案件であるため、当初から職員への請求は行っていない。

(表7) 過年度分の未収金で公務災害等の事例 (単位：円)

患者	診療日	未収金額	備考
A	令和4.7.27	9,790	時効
	令和5.6.2	8,780	
B	令和4.10.19	8,610	
	令和4.11.22	8,610	
C	令和4.8.27	11,480	時効
D	令和4.10.8	15,410	時効
E	令和4.8.24	8,760	時効
	令和4.8.31	6,470	時効
F	令和4.9.28	11,520	時効
	令和4.10.26	11,520	
	令和4.12.28	11,520	
	令和5.1.25	11,520	
	令和5.2.22	11,520	
	令和5.5.31	11,520	
合計		147,030	

イ 未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの

墨東病院は、外国人の患者が多く、診療費の未収金の発生も多く生じるところであるが、その回収に向けては、弁護士等へ債権回収委託するなど積極的に取り組んできているところである。ところで、病院における過年度（注）の未収金で高額となっている案件について見たところ、次のような事例が認められた。

表8はいずれも、病院に救急搬送された患者の診療費に係る未収金である。

項番1の事例は、交通事故により救急搬送され、現金の持ち合わせがないとして徴収猶予申請書が提出されているが、交通事故の相手方の自賠責保険等により支払うとされていた案件、項番2の事例は、日本への旅行中に救急搬送され、海外にいる家族からその診療費を分割支払されていた案件である。

しかしながら、監査日（令和6年10月30日）現在、項番1は、自賠責の相手方との連絡が滞り、1年以上督促等を行っていない。また、項番2は、海外にいる家族との連絡が滞り、3年以上督促等を行っていない。

未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であるため、病院のこのような未収金の管理状況は適切でない。

病院は、未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行われない。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注) 令和5年3月31日までに発生した未収金で、令和6年3月31日時点で残っている案件

(表8) 未収金の対応が適切でない事例

項番	未収金総額	発生年度	状況
1	3,500,125円	令和4年度	外国人の交通事故案件で、通訳を介して保険会社等と調整中となっていたが、令和5年9月以降、病院は連絡等を行っていない。
2	2,028,508円	平成28年度	外国人で、本人が来日中に死亡し、海外にいる家族が分割で支払を行っていたが、令和3年7月以降、支払がないうまま、病院では督促等を行っていない。

ウ 修繕契約を適正に行うべきもの

荏原病院では、地下1階及び地下2階の防火シャッター開閉機の修繕（注）のため、病院の建物管理委託契約を締結しているGと、表9のとおり、それぞれ特命随意契約を締結している。ところで、本契約について見たところ、以下の不適正な事例が認められた。

(ア) 病院の事務決裁規程（以下「規程」という。）では、予定価格が400万円未満の請負契約は課長等の決裁権限事案、予定価格が400万円以上2,000万円未満の請負契約は部長等の決裁権限事案と定めている。

病院は、本修繕を5件の契約に分割し、それぞれが400万円未満の請負契約であることから、課長等の決裁権限事案として処理している。

ところで、表9の契約は全て防火シャッター開閉機の修繕であり、一体として契約することが可能な案件であるが、分割発注した理由について病院に確認したところ、明確な理由はなく、Gとの調整による結果であるとしている。

しかしながら、規程によると、病院では予定価格が400万円以上2,000万円未満の請負契約は部長等の決裁権限事案となるため、明確な理由がないまま分割発注を行うことは適正でない。

(イ) 本修繕の特記仕様書では、受注者は、現場代理人、監理技術者及び主任技術者を発注者へ通知することとしているが、監査日（令和6年9月27日）現在、その通知がなされておらず適正でない。また、その後、監査日以降に改めて提出された同通知を確認したところ、当該修繕について受注者が下請けに出していたことが判明したが、病院の監督員へその通知は行われておらず、病院がこれを把握していなかったことは適正でない。

病院は、明確な理由がないまま分割発注を行わないようにするとともに、特記仕様書に沿った適切な監理を行うよう、修繕契約を適正に行われない。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注) 在厚病院建物等は、設備改修工事のため、まだ都の所管財産であり、法人が都から借り入れている。しかし、貸付契約条項の第8条にて、修繕費用などは病院負担となっている。

(表9) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	地下1階防火シャッター開閉機 (SSB-102) の修繕	令和5.10.15 ～令和6.3.29	1,254,000
2	地下1階中央機材室防火シャッター (SSB-103) の修繕		1,254,000
3	地下1階通路防火シャッター開閉機 (SSB-104) の修繕		1,254,000
4	地下1階駐車場防火シャッター (SSB108) の修繕		1,358,500
5	地下2階駐車場防火シャッター (SSB-201) の修繕		1,358,500
合計			6,479,000

エ 業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの多摩北部医療センターでは栄養科厨房や病院屋外の清掃業務を表10の契約により委託している。

ところで、仕様書内容及び履行状況を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

(フ) 栄養科厨房の清掃業務は、定期清掃と特別清掃があり、仕様書において「受託者は毎回の業務終了後、当日の勤務者名、業務内容、及び各清掃箇所の写真を委託者に提出すること。」と定めている。

しかし、表11のとおり、定期清掃においてはその報告がなく、特別清掃においては、月に一度の報告会で報告されているなど、仕様書と異なっており、履行確認が不十分である。

(ク) 病院屋外清掃業務においては、仕様書の中では業務報告をすることを定めていなかった。支出の根拠となる履行確認をするためには、仕様書に基づく業務報告書の提出は必要不可欠であるが、契約書条文(注)をよりどころとして仕様書に定めないうまま、業務報告をさせている。

センターは、業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認をされた。

(地方独立行政法人東京都立病院機構)

(注) 総則第6条(履行報告)

委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(表10) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額(実績)
1	栄養科厨房内清掃業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	4,730,000
2	病院屋外清掃等業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	4,111,996

(表11) 項番1の清掃内容及び報告の有無一覧

月	定期清掃	報告の有無	特別清掃	報告の有無
4月	2回	無	1回	有
5月	3回	無	1回	有
6月	2回	無	2回	有
7月	3回	無	1回	有
8月	2回	無	1回	有
9月	3回	無	2回	有
10月	2回	無	1回	有
11月	3回	無	1回	有
12月	2回	無	2回	有
1月	3回	無	1回	有
2月	2回	無	1回	有
3月	3回	無	2回	有

(注) 特別清掃の報告は、月に1回のみである。

オ 院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの

大久保病院では、病院建物の上階に単身用職員住宅を50戸保有しているが、病院の大規模改修工事に伴い、令和10年度までに住宅数が3分の2程度(33戸の予定)まで縮小されることから、表12のとおり、別住所に院外職員住宅(1棟借り17戸)を令和6年3月20日から新たに借り上げている。

本契約に至った経緯等であるが、病院は、近隣に条件を満たす物件(17戸程度の1棟借り)を探すが困難であったため、信託銀行(注)に口頭にて業者の仲介を依頼した。その後、仲

介を依頼してから1年以上経った後、銀行から住宅建築請負業者（以下「住宅業者」という。）を紹介してもらい、その住宅業者より土地オーナー（親族の紹介を受け、土地オーナー親族が代表を務めるHと特命任意契約にて賃貸借契約を締結している。）

Hは、病院が住宅全て（1棟17戸）を25年間借り入れる前提で、H社長親族の所有地に新築住宅を建築している。

Hは、住宅業者に住宅建築を発注、更にはその関係管理会社と後の管理（家賃徴収等を含む。）を発注、また親族には土地使用料を支払い、病院は、管理会社経由でHに家賃を支払うという枠組み（図のとおり）となっている。

ところで、この院外職員住宅の賃貸借契約（表13のとおり）について見たところ、以下の不適切な事例が認められた。

(ア) 地方独立行政法人東京都立病院機構事務処理要綱（以下「要綱」という。）第22条第2項（3）では、土地、建物に係る賃貸借契約は、慣行上合理的な期間としており、法人は、現行、不動産等の高償行に基づき、本件以外の院外職員住宅については、2年更新の建物賃貸借契約を行っている。

一方、本件の賃貸借契約は、契約期間が25年間と長期的なものとなっており、この契約期間については、病院は、契約の相手方（H）との交渉によるものとしている。また、中途解約については、契約残金額相当の違約金を一括して支払う契約内容となっており、事実上、解約はできないものとなっている。

しかしながら、要綱に基づかない契約を行っていることは適正でなく、さらに、今後の経済情勢などは不確定な要素も多くあることから、長期の契約についてはより慎重な姿勢が求められるため、長期契約の在り方について検討されたい。

(イ) 本件は病院にて契約を行ったものであるが、特殊な契約（事実上の小規模土地開発事業となっている。）であることから、ガバナンス上、法人本部の関与を確認したところ、本部の関与は全くなく、契約後に内容を把握したとのことであった。

しかしながら、内部統制の観点からも、本件のような特殊な契約については、当初から本部が関与できる体制づくりが求められるため、そのガバナンス体制を検討されたい。
以上のとおり、法人は、院外職員住宅の借上げに当たって、契約方法の在り方及び本部のガバナンス体制など、今後検討するよう改められたい。

（地方独立行政法人東京都立病院機構）

（注）当該信託銀行は、都が行っている東京都健康プラザ土地信託事業の契約銀行であり、大久保病院は、その土地信託ビル（東京都健康プラザハイジラ）に入居している関係から、土地開発のノウハウがあるその信託銀行に仲介を依頼したものである。

（表12）院外職員住宅
令和6年3月しゅん工
所在地：中野区某所
敷地面積：485.97㎡、建物面積：639.32㎡
構造・階数：重量鉄骨造・3階建
戸数：17戸

（表13）契約の概要（単位：円）

件名	契約期間	契約金額
院外職員住宅の賃貸借契約	令和6.3.20～令和31.3.19	555,899,998

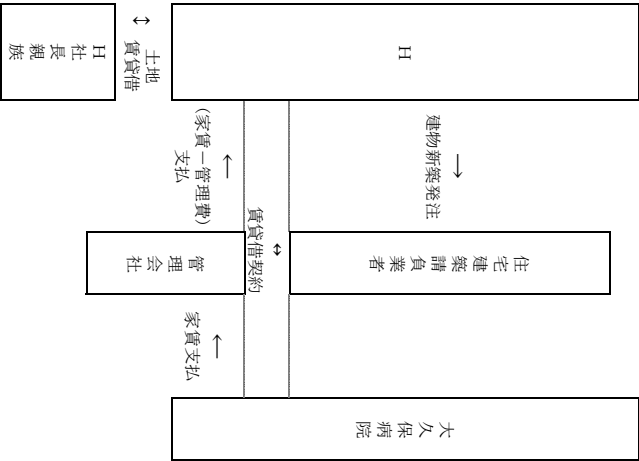
契約の相手方：H（住宅管理においては管理会社）

契約期間：25年間

年額：2,223万6,000円（月額：185万3,000円）

月1部屋当たり：10万9,000円

（図）借上げの枠組み



参考資料

各病院実績等
入院患者の実績

(単位：年度、人、%)

病院名	1日当たり患者数			年間延べ数			病床利用率		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広尾病院	177	220	232	64,500	80,270	84,747	41.9	52.9	57.3
大久保病院	136	156	158	49,750	56,890	57,873	44.8	51.3	52.0
大塚病院	276	248	245	100,909	90,607	89,805	66.1	59.4	58.7
駒込病院	464	455	479	169,333	165,965	175,254	57.9	56.8	59.8
豊島病院	217	246	254	79,205	89,902	93,080	52.8	59.9	61.9
荏原病院	151	194	205	55,120	70,831	75,097	33.2	42.7	45.1
墨東病院	467	472	520	170,304	172,149	190,244	64.0	64.7	71.3
多摩総合医療センター	577	539	573	210,642	196,764	209,585	76.3	70.5	75.7
多摩北部医療センター	184	206	221	67,054	75,233	80,964	56.0	62.8	67.4
多摩南部地域病院	168	170	164	61,487	61,872	59,899	56.2	56.5	54.5
東部地域病院	155	165	172	56,603	60,113	62,928	56.0	59.5	62.1
多摩南部地域病院	180	187	187	65,626	68,264	68,286	60.7	63.2	63.0
神経病院	339	346	351	123,724	126,293	128,440	63.6	64.9	65.8
小児総合医療センター	624	651	588	227,703	237,457	215,183	73.8	77.0	69.6
松沢病院	4,115	4,254	4,348	1,501,960	1,552,610	1,591,375	59.9	61.9	63.4

新入院患者の実績

(単位：人)

病院名	年間延べ数		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
広尾病院	5,434	6,965	7,581
大久保病院	4,633	4,764	5,224
大塚病院	9,281	8,453	8,260
駒込病院	12,980	12,971	13,380
豊島病院	7,600	8,276	8,630
荏原病院	5,188	5,837	6,444
豊島病院	13,816	14,195	15,762
多摩総合医療センター	19,142	18,461	19,138
多摩北部医療センター	6,857	7,113	7,989
東部地域病院	6,706	6,865	7,051
多摩南部地域病院	6,723	6,728	7,214
神経病院	3,732	3,658	3,891
小児総合医療センター	10,165	10,425	10,400
松沢病院	3,209	3,503	3,283
合計	115,466	118,204	124,247

外来患者の実績

（単位：人）

病院名	1日当たり患者数			年間延べ数		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
広尾病院	361	418	466	105,705	122,531	136,604
大久保病院	323	328	317	94,555	96,051	92,907
大塚病院	609	620	631	178,544	181,716	184,870
駒込病院	1,065	1,031	1,040	312,078	302,197	304,842
豊島病院	478	508	509	140,003	148,712	149,260
荏原病院	338	400	432	98,889	117,230	126,595
墨東病院	957	1,000	1,025	280,491	293,110	300,375
多摩総合医療センター	1,556	1,532	1,504	455,931	448,982	440,780
多摩北部医療センター	415	430	427	121,584	125,940	124,969
東部地域医療センター	354	354	355	103,664	103,673	103,947
多摩南部地域病院	361	365	354	105,801	107,082	103,843
神経病院	8	10	11	2,355	2,876	3,112
小児総合医療センター	653	682	702	191,268	199,701	205,741
松沢病院	415	426	417	121,636	124,874	122,282
合計	7,893	8,105	8,192	2,312,504	2,374,675	2,400,127

診療単価

（単位：円）

病院名	入院			外来		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度 (令和4年度)	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
広尾病院	81,573	80,906	81,219	17,753	11,200	11,402
大久保病院	74,966	72,363	69,789	18,938	18,513	18,853
大塚病院	66,461	70,945	70,811	14,075	12,607	12,649
駒込病院	90,536	93,883	89,392	39,689	38,230	40,303
豊島病院	72,560	70,249	68,977	17,291	15,039	14,981
荏原病院	66,093	61,705	62,073	21,101	15,678	16,349
墨東病院	85,521	90,445	91,216	21,530	19,802	21,718
多摩総合医療センター	80,611	84,107	83,533	20,295	20,150	21,276
多摩北部医療センター	70,384	67,281	67,586	19,297	20,980	23,178
東部地域医療センター	71,077	74,153	71,506	18,925	18,429	18,570
多摩南部地域病院	69,554	70,501	69,377	17,510	18,612	17,801
神経病院	53,977	54,336	60,433	25,271	22,508	20,360
小児総合医療センター	81,188	82,914	82,820	11,130	12,301	12,691
松沢病院	23,973	24,364	24,185	9,313	8,906	8,950
合計	69,267	70,385	70,994	20,691	19,413	20,243

紹介・逆紹介患者数

(単位：人)

病院名	紹介			逆紹介		
	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)	令和3年度	第1期 (令和4年度)	第2期 (令和5年度)
広尾病院	5,539	7,333	8,007	3,513	4,489	6,384
大久保病院	4,463	4,571	4,570	5,995	5,523	5,391
大塚病院	13,143	14,042	11,651	4,547	4,778	4,827
駒込病院	11,783	12,292	12,949	7,024	4,891	5,217
豊島病院	6,942	9,081	9,757	8,684	10,991	11,143
桂陽病院	5,531	8,667	9,945	1,195	3,722	5,131
墨東病院	20,163	22,034	22,935	17,100	19,532	18,719
多摩総合医療センター	27,125	25,437	25,086	17,944	27,730	27,552
多摩北部医療センター	8,077	8,462	9,028	8,891	9,854	9,712
東部地域病院	11,406	11,529	12,073	12,358	12,685	12,798
多摩南部地域病院	9,536	10,188	10,511	10,558	11,133	11,308
神経病院	254	213	176	1,553	1,808	1,832
小児総合医療センター	12,137	11,555	11,589	5,504	5,198	5,100
松沢病院	2,692	2,626	2,383	2,491	2,783	2,797
合計	138,791	148,030	150,660	107,357	125,117	127,911

(注) 紹介：他の医療機関から紹介状により紹介を受けること

逆紹介：症状により新たな医療機関での診察、治療が必要な場合に他の医療機関を紹介すること

出資 (現物出資) 財産内訳

(単位：㎡)

区分	土地		建物
	地積	延べ床面積	
法人本部事務局	-	587.89	
東京都立広尾病院	-	39,792.88	
東京都立駒込病院	34,169.45	82,944.15	
東京都立豊島病院	25,015.17	48,229.53	
東京都立墨東病院	19,987.62	82,551.11	
東京都立多摩総合医療センター (小児総合医療センター含む)	-	150,968.28	
東京都立多摩北部医療センター	-	29,558.97	
東京都立東部地域病院	25,129.80	24,192.09	
東京都立多摩南部地域病院	30,076.69	34,682.67	
東京都立神経病院	-	23,120.18	
東京都立松沢病院	-	92,320.06	
東京都立がん検診センター	-	10,048.11	
合計	134,378.73	618,995.92	

今後、各病院において、施設の整備工事が終了すれば、随時、土地・建物の現物出資が追加で行われていく予定である。

令和4年度及び令和5年度地方独立行政法人東京都立病院機構業務実績評価書（評定結果）

項番	項目	評定	
		令和4年度	令和5年度
第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供			
1	がん医療	A	A
2	精神疾患医療	A	B
3	救急医療	A	A
4	災害医療	B	S
5	鳥しよ医療	A	B
6	周産期医療	A	A
7	小児医療	S	A
8	感染症医療	S	A
9	難病医療	A	A
10	障害者医療	A	B
11	総合診療の提供	B	A
12	その他の行政的医療、高度・専門的医療等の提供	B	A
2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応			
13	災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応	S	S
3 地域医療の充実への貢献			
14	地域包括ケアシステム構築に向けた取組	B	B
15	健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発	B	B
4 安全で安心できる質の高い医療の提供			
16	患者中心の医療の推進	B	B
17	質の高い医療の提供	A	B
5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進			
18	診療データの活用及び臨床研究・治験の推進	B	B
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
19	業務運営の改善及び効率化	A	A
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			
20	財務内容の改善	A	C
第10 その他業務運営に関する重要事項			
21	その他業務運営に関する重要事項	B	B

評価区分内訳（単位：項目）

評定	令和4年度	令和5年度
S	3	2
A	10	9
B	8	9
C	-	1
D	-	-

※評価区分

- S：年度計画を大幅に上回って実施している
- A：年度計画を上回って実施している
- B：年度計画を概ね順調に実施している
- C：年度計画を十分に実施できていない
- D：業務の大幅な見直し、改善が必要である

営業費用に占める人件費（給与費）の状況

（単位：円）

事業年度	営業費用	うち給与費	給与費の占める割合
第1期 (令和4年度)	181,366,531,059	88,808,624,913	49.0%
第2期 (令和5年度)	244,329,921,620	117,068,422,650	47.9%

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	令和6年9月12日から同月26日まで	第14期(令和4.4.1~令和5.3.31)及び第15期(令和5.4.1~令和6.3.31)の事業
局	福祉局及び保健医療局	令和6年9月11日及び同年10月4日	~令和6.3.31の事業

2 団体の概要

項目	概要
設立の目的	高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和47年4月 東京都養育院附属病院及び東京都老人総合研究所開設 昭和61年4月 東京都養育院附属病院を東京都老人医療センターに名称変更 平成21年3月 都が総務大臣から法人設立に関する認可を受ける 同年4月 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、東京都老人医療センターと財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団東京都老人総合研究所を統合し、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立 平成25年6月 新施設に移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 医療の提供並びに調査及び研究を行うこと 医療に関する技術者の研修及び育成を行うこと 上記の事業に附帯する業務を行うこと
所在地	東京都板橋区柴町35番2号

組 織	病院部門、研究部門、経営部門
人 員	役員5名(理事長1名(常勤)、理事2名(常勤)、監事2名(非常勤)) 職員1,671名
出資	資本金143億3,009万9,318円のうち、143億3,009万9,318円(100%)
負担金及び交付金(表1)	5,552,099千円(令和4年度交付額) 5,633,498千円(令和5年度交付額)
補助金(表2)	1,996,220千円(令和4年度交付額) 605,790千円(令和5年度交付額)
貸付金(表3)	10,437,388千円(令和4年度未残高) 9,679,066千円(令和5年度未残高)
都との関係	事業の委託(表4) 212,907千円(令和4年度委託料) 233,944千円(令和5年度委託料) 経常収益に占める都からの収益(表5) 経常収益23,350百万円のうち、8,388百万円(35.9%)(令和4年度) 経常収益21,216百万円のうち、6,556百万円(30.9%)(令和5年度)
職員の派遣等	常勤職員1名が都退職者 常勤職員5名を都から派遣、常勤職員1名が都退職者
業務実績評価(全体評価)(注2)	令和4年度：第三期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある。 第三期中期目標期間(平成30年度から令和4年度まで)：優れた業務達成状況にある。 令和5年度：第四期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にある。

(注1) 上記数値等は令和6年3月31日現在

(注2) 法に従い、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会(東京都における知事の附属機関として設置)は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する2.0(令和5年度は2.1)の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業に関する補助金交付要綱	国・地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チームの参加に要する経費(10/10)	-	85	-
東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	災害拠点病院における後方医療活動用資器材の整備等に要する経費(10/10)	156	159	-
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき報告等報告業務補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき報告等報告業務補助金交付要綱	医療保護入院者の入院届、措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の定期病状報告書各1通につき3,000円	645	621	606
東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業補助金交付要綱	院内感染を防止するために要する経費(10/10)	-	6,635	300
合計	合計		2,463,035	1,996,220	605,790

(表3) 貸付金残高

(単位:千円)

貸付金名	第13期 (令和3年度) 未残高	第14期(令和4年度)			第15期(令和5年度)		
		借入額	償還額	年度未残高	借入額	償還額	年度未残高
施設整備事業 無利子貸付金 (I期工事分)	10,954,086	-	738,435	10,215,650	-	719,429	9,496,221
施設整備事業 無利子貸付金 (II期工事分)	260,571	-	38,863	221,708	-	38,863	182,845
合計	11,214,657	-	777,299	10,437,358	-	758,292	9,679,066

(表4) 委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料			
	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)	構成比
東京都認知症患者医療センター運営事業委託	28,933	29,024	29,014	
認知症支援推進センター運営事業委託	56,237	59,460	61,071	
東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター運営業務委託	110,307	92,120	108,732	
在宅難病患者一時入院事業委託	13,008	13,008	13,044	
東京都糖尿病医療連携推進事業	-	2,454	2,889	
高齢者の保健事業に関する医療専門職の人材育成事業実施委託	12,032	11,894	12,032	
東京都看護師認知症対応力向上研修IIの実施委託	4,446	4,219	6,776	
精神科患者身体合併症医療事業	111	559	223	
東京都衛生検査所精度管理調査実施に伴う染色標本技術判定業務委託	125	156	151	
高齢者の医療の確保に関する法律における障害認定の審査委託	17	8	8	
合計	232,269	212,907	233,944	(注)

(注) 令和4年度及び令和5年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和3年度の合計額は内訳と一致しない。

(表5) 経費収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第13期(令和3年度)		第14期(令和4年度)		第15期(令和5年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
合計	23,762	100	23,350	100	21,216	100
都からの収益	8,177	34.4	8,388	35.9	6,556	30.9
運営費負担金収益	2,760	11.6	2,707	11.6	2,940	13.9
運営費交付金収益	2,368	10.0	2,824	12.1	2,640	12.4
受取補助金収益	2,713	11.4	2,549	10.9	634	3.0
補助金収益	2,374	10.0	2,011	8.6	596	2.8
その他協力金等収益	339	1.4	537	2.3	37	0.2
資産見返負債戻入	103	0.4	94	0.4	106	0.5
その他受託収益	232	1.0	212	0.9	233	1.1
他の収益	15,585	65.6	14,962	64.1	14,660	69.1

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の事業について、主に、中期目標及び計画に基づき運営される法人の業務に関し、中期計画における事業の進捗状況や計画最終年度における次期計画への反映が適切になされているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、引項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

法人は、高齢者医療及び老年学・老年医学の研究拠点として、法第25条の規定に基づき知事が定めた第三期中期目標（対象期間：平成30年度から令和4年度まで）及び第四期中期目標（対象期間：令和5年度から令和9年度まで）をもとに、それぞれ同じ期間を対象とする第三期中期計画及び第四期中期計画並びにこれらに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行っている。病院部門では、重点医療と位置付けている血管病、高齢者がん、認知症及び高齢者糖尿病について、高齢者の特性に合わせ高度で、出血などをできるだけ少なくする医療の提供に努めるとともに、救急患者を積極的に受け入れ、高齢者の急性期医療を担う高齢者専門病院としての役割を果たすほか、加齢により心身が老い衰えた状態に配慮した高齢者医療モデルの確立及び普及に取り組んでいる。

研究部門では、病院と研究所が一体となっている特徴を生かして研究を進めており、新たな治療法等の開発への活用が期待される成果を上げるとともに、高齢者の地域生活支援に資する様々な研究を行うことで、その成果の普及や還元をしている。

また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）が拡大した際には、都や地域の医療機関等と連携しながら、経営部門を中心に地方独立行政法人としての特徴を生かして機動的な経営判断や弾力的な予算執行を行うことにより、院内PCR検査体制の迅速な整備や宿泊療養施設等への看護師等の派遣など公的医療機関としての役割を果たしてきた。

次に、利益処分について見たところ、第二期中期目標期間の最終年度となる平成29年度末では5億1,733万円の繰越欠損金があったものの、令和3年度末では9億3,138万円の利益剰余金を計上した。これに第三期中期目標期間の最終年度となる令和4年度の当期未処分利益19億8,290万円を加えると、利益剰余金の総額は29億1,429万円となっている。

法第40条第4項及び第5項では、当期中期目標期間の最終年度に積立金があり、知事の承認のもと次期中期目標期間の財源に充てることとなった金額を除いて剰余金がある場合は、都に納付しなければならないとされている。

この利益剰余金総額29億1,429万円のうち、経営努力として認定された24億7,644万円で、共同研究の未完了に伴う未費用化分1億4,389万円を加えた26億

2,034万円が、第四期中期目標期間への積立金の繰越として知事により承認され、剰余金2億9,395万円を都に納付した。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)		第15期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	23,630	23,220	△ 409	△ 1.7	21,081	△ 2,138	△ 9.2
営業費用	20,415	21,529	1,114	5.5	21,467	△ 62	△ 0.3
経常損益	3,346	1,820	△ 1,526	△ 45.6	△ 251	△ 2,071	-
当期総損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	△ 630	△ 2,613	-
資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△ 1,563	△ 3.5
負債合計	20,045	18,684	△ 1,361	△ 6.8	18,046	△ 638	△ 3.4
純資産合計	23,696	25,679	1,982	8.4	24,755	△ 924	△ 3.6

ア 収益及び費用の状況

法人の営業収益については、減少の幅が拡大する傾向にあるが、これは主に、新型コロナウイルスに関連する補助金が減少したことによるものである。

営業費用については、令和4年度及び令和5年度の金額はともに、令和3年度の金額を上回っている。これは主に、医薬品等による医療費用の増加のほか、研究の進捗に伴う人件費など研究事業費の増加によるものである。

これらの結果、営業費用の変動に対し営業収益の減少が著しいことから、経常損益と当期総損益はともに減少傾向にあり、令和3年度及び令和4年度は利益を計上しているものの令和5年度には損失を計上している。

イ 財政状態

法人の資産のうち約6割は、建物及び附属設備等のほか医療機器・研究設備などの固定資産が占めている。固定資産は当期取得額以上に減価償却が進むことで減少するなか、令和4年度は主に医療収入や新型コロナウイルス関連の補助金に伴う現金預金の増加により資産が増加しているが、令和5年度は減少している。

負債において多くを占める長期借入金（都による施設整備事業無利子貸付金）は建物の減価償却に応じて償還をしているため、負債は令和3年度から令和5年度までにかけて減少する傾向にある。

純資産については、令和4年度に当期総利益の計上に伴い増加しているが、令和5年度に当期

総損失となったことから、減少している。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第28条の規定に基づき、令和4年度及び第三期中期目標期間における業務の実績について、東京都地方独立行政法人評価委員会から意見を聴いた知事により評価を受けている。都が令和5年9月に公表した「令和4年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」及び「第三期中期目標期間 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」によると、20項目に係る事業の進捗状況・成果について、第三期中期目標期間の最終年度となる令和4年度においては全体として年度計画を上回っており、第三期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあると評価している。あわせて、第三期中期目標期間においても優れた業務の達成状況にあると評価している。

続いて、令和6年9月に公表された「令和5年度 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書」では、21項目に係る事業の進捗状況・成果について、第四期中期目標期間の初年度となる令和5年度においては全体として年度計画を上回っており、第四期中期計画の達成に向け優れた業務の進捗状況にあると評価している。

令和4年度には、ミトコンドリア超複合体について、世界で初めて生きた細胞で可視化・定量化に成功し、この技術を活用することで高齢者に特有の疾患と老年症候群の克服に向けた研究を推進するとともに、文部科学省科学研究費助成事業の新規採択率が全国で4位になるなど研究成果の実用化に向けた取組が進んでいる。

令和5年度に、認知症医療において、世界初の認知症抗体医薬「レカネバブ」の投与に必要な検査体制の整備や患者・家族への相談対応にいち早く取り組むことで適切な医療を提供している。

一方、令和2年度以降、患者数の減少が見られることから、患者の獲得等による医療収入の確保のほか、物価高騰の影響を受けているため経営分析等を活用したコスト管理の体制強化により収支の改善に向けて、取り組む必要がある。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの

法人は、患者の医療データ等を電子的に管理する医療情報システム(以下「システム」という。)を導入し運用しているが、現行のシステムが令和7年12月31日に運用を終了する予定であるため、表6の契約により、次期システムに係る導入支援業務をAに委託している。業務内容は、次期システムの導入に当たり必要となる支援業務全般であり、現状等の調査に基づく基本計画などの策定支援、要求仕様書等の作成支援、システム導入の進捗管理支援、システムの本稼働時における障害や問題・課題への対策、解決に向けての対応支援など多岐にわたる。

ところで、本契約はAとの特命随意契約であり、特命理由書には、昨今の物価高騰や病院の経営状況を踏まえ、高いハードルのコストダウンが求められているのが現状であり、複数の国立病院等においてシステムの導入に当たり大幅なコストダウンを実現させた実績を持つAを契約相手とする旨が記載されていた。また、契約相手を選定する業者選定委員会においても、この特命理由によりAを選定していた。

そこで、法人が、次期システムにおいて大幅なコストダウンが可能であるのはAであると判断するに際して使用した、コストダウンの実績や手法、削減可能な金額等に関する確認資料を法人に求めたが、確認できるものはなかった。

さらに、法人は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター契約事務細則(平成21年法人細則第18号)第31条第2号に定める、「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するとして、本契約を特命随意契約により締結したとしているが、特命理由書にはそのことが全く記載されておらず、特命随意契約の根拠として明確に確認できる状態ではなかった。法人が、Aを本契約の相手方に選定した根拠が不明確な状況であることは、特命随意契約の手續において適切でない。

法人は、特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で、契約を締結されたい。

(地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
次期医療情報システムに係るコンサルテーション業務委託	令和5.11.1～令和8.3.31	28,135,800	A

イ 地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの

法人は、首都直下型地震等の災害時に、直ちに患者及び職員の安全を確保し病院施設・設備の保全を図るとともに、被災者を救護する役割を担うため、「東京都健康長寿医療センターBCP—震災編—」（以下「BCP」という。）を策定し職員の参集基準を定めている。また、BCPに基づき「危機管理マニュアル～災害発生時から72時間の行動マニュアル～」（以下「危機管理マニュアル」という。）を策定し、令和5年度からは、法人の全職員に対して、災害発生時における職員の初動対応の周知等のため、携帯用の防災カードを配付しこれらに参集基準を記載している。ところで、法人は災害拠点病院に指定されており、災害発生時における初動体制確保のためには、必要となる職員の確保が重要である。

そこで、これらの参集基準を確認したところ、表7のとおり、危機管理マニュアル及び防災カードに記載された大規模地震発生時の参集基準がBCPのそれと異なる内容となっていることが認められた。

こうしたことは、災害拠点病院としての初動対応に支障が生じる恐れがあることから適切でない。

法人は、BCP等における地震発生時の参集基準の記載について、業務継続体制が確実に確保されるよう統一されたい。

(地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)

(注1) BCP (Business Continuity Plan) とは、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のことである。

(表7) 大規模地震発生時におけるBCP等の参集基準について（下線部が主な相違点）

項目	発令要件	参集基準
BCP	法人所在の区西北部第二次保健医療圏（以下「医療圏」という。）を構成する板橋区、豊島区、練馬区及び北区のうち1区で震度5強以上の地震が発生したとき。	自宅及び家族の安全を確認した上、 <u>全職員が自発的に参集する。</u>
危機管理マニュアル	医療圏内の区のうち1区で震度5強の地震が発生したとき。	自宅がセンターから6km以内の勤務外職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、 <u>自発的に参集する。</u>
防災カード	医療圏内の区のうち1区で震度5強の地震が発生したとき。	自宅がセンターから6km以内の勤務外職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、 <u>自発的に参集する。</u>

(注2) 安否確認システム等からの参集連絡対象者は、自宅がセンターから6km以内の職員となっている。

ウ コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの内部統制に関する規程（平成31年3月29日付30健康第8109号）では、法令等の遵守などを目的として、内部統制の体制を整備するとともに、継続的にその取組の見直しを図るとしている。法人では、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターセンター運営会議（以下「センター運営会議」という。）において経営担当の理事が理事長のもと内部統制を統括しており、表8のとおり法令等の遵守に関する研修等を実施することとしている。

このうち、コンプライアンス研修については、汚職をはじめとする職員の非行を未然に防止するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター倫理規程（平成21年法人規程第28号。以下「倫理規程」という。）第12条第1項第4号に基づき、全職員に対して実施することとしている。また、実施通知（令和6年9月24日付6健康第2771号）によると、全職員が5年間に1回は受講するしつ皆研修とされている。

① 受講状況を確認したところ、令和4年度（対象期間：平成30年度から令和4年度まで）については対象となる職員のうち16.4%、令和5年度（対象期間：令和元年度から令和5年度まで）については13.9%の職員が受講しておらず、しつ皆研修の受講状況としては不十分である。

② 研修の内容について見たところ、その多くは表8項番2の情報セキュリティ・個人情報保護研修の内容と重複しており、利害関係者から金銭等の贈与を受けることなど倫理規程において禁止行為とされている事項のほか、守秘義務など東京都健康長寿医療センター職員就業規則（平成21年法人規程第8号）で定められている服務規律及び研究費の不適正使用をはじめとした懲戒事由など、汚職や非行の防止のために必須となる事項が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。

③ 表8のとおり、他の研修については1年間に1回受講するしつ皆研修とされているのに対し、コンプライアンス研修は5年に1回の受講とされている。表9のとおり、令和元年度から令和5年度までの間に職員の懲戒処分事案が複数発生していることから、現行の研修頻度は十分であるとは言えない。

このようなコンプライアンス研修の実施状況は内部統制の不備につながることから、法人は、センター運営会議において研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保されたい。

（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）

（表8）法令等の遵守に関するしつ皆研修の概要

項番	研修名	目的	関係法令等	対象	実施方法	研修頻度
1	コンプライアンス研修	汚職をはじめ職員の非行を未然に防止する	刑法（明治40年法律第45号）等	全職員	集合研修	5年
2	情報セキュリティ・個人情報保護研修	個人情報の保護及び情報漏えいの防止	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等	全職員		
3	医療安全・院内感染対策研修	医療に係る安全管理及び院内感染対策のための体制確保	医療法（昭和23年法律第205号）等	一部研究部門以外の全職員		
4	研究不正防止研修及び研究倫理研修	研究に関する不正防止及び倫理教育	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月28日付文部科学大臣決定）等	研究部門の全職員、病院内部門で研究に従事する全職員	オンライン	1年

（表9）懲戒処分事案の発生件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
0	0	1	0	2	3

（単位：件）

参考資料

1 収益及び費用の状況

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)		第15期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	23,630	△ 409	△ 1.7	21,081	△ 2,138	△ 9.2	
医業収益	13,909	14,033	123	0.9	13,610	△ 422	△ 3.0
研究事業収益	659	602	△ 56	△ 8.6	855	252	△ 41.8
運営費負担金収益	2,760	2,707	△ 53	△ 1.9	2,940	233	8.6
運営費交付金収益	2,368	2,824	455	19.3	2,640	△ 183	△ 6.5
補助金等収益	3,281	2,605	△ 676	△ 20.6	678	△ 1,926	△ 73.9
寄附金収益	47	34	△ 13	△ 28.9	36	2	7.2
資産見返負債戻入	151	192	40	26.9	213	20	10.8
雑益	451	220	△ 230	△ 51.0	105	△ 115	△ 52.2
営業費用	20,415	21,529	1,114	5.5	21,467	62	△ 0.3
医業費用	16,796	17,247	451	2.7	17,017	△ 230	△ 1.3
研究事業費用	2,948	3,577	628	21.3	3,722	145	4.1
一般管理費	670	705	34	5.2	727	22	3.2
営業損益	3,214	1,690	△ 1,524	△ 47.4	385	△ 2,076	-
営業外収益	132	130	△ 1	△ 1.5	134	4	3.4
経常損益	3,346	1,820	△ 1,526	△ 45.6	251	△ 2,071	-
臨時利益	117	272	155	132.5	4	△ 267	△ 98.3
臨時損失	7	110	102	-	384	273	248.2
当期純損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	630	△ 2,613	-
当期総損益	3,456	1,982	△ 1,473	△ 42.6	630	△ 2,613	-

2 財政状態

(1) 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)		第15期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
固定資産	31,598	30,050	△ 1,548	△ 4.9	28,707	△ 1,342	△ 4.5
有形固定資産	29,228	28,061	△ 1,166	△ 4.0	27,036	△ 1,024	△ 3.7
無形固定資産	1,276	939	△ 337	△ 26.4	623	△ 316	△ 33.7
投資その他資産	1,093	1,049	△ 44	△ 4.0	1,047	△ 1	△ 0.2
流動資産	12,143	14,313	2,169	17.9	14,093	△ 220	△ 1.5
現金及び預金	8,415	10,155	1,740	20.7	10,784	629	6.2
有価証券	-	500	500	-	500	-	0
医業未収金	2,705	2,625	△ 80	△ 3.0	2,275	△ 350	△ 13.3
研究未収金	75	125	50	67.0	140	15	12.2
その他未収金	681	535	△ 145	△ 21.4	136	△ 398	△ 74.4
その他	266	372	105	39.7	256	△ 116	△ 31.2
資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△ 1,563	△ 3.5
固定負債	15,820	14,745	△ 1,074	△ 6.8	13,607	△ 1,138	△ 7.7
資産見返負債	894	882	△ 42	△ 4.7	725	△ 126	△ 14.9
長期借入金	10,437	9,679	△ 758	△ 7.3	8,920	△ 758	△ 7.8
資産除去債務	673	681	7	1.1	738	57	8.4
その他	3,814	3,532	△ 281	△ 7.4	3,222	△ 310	△ 8.8
流動負債	4,225	3,939	△ 286	△ 6.8	4,438	499	12.7
負担金債務等	407	45	△ 362	△ 88.9	37	△ 8	△ 18.1
一年以内返済予定長期借入金	777	758	△ 19	△ 2.4	758	-	0
未払金	1,698	1,675	△ 23	△ 1.4	2,163	488	29.2
その他	1,342	1,460	117	8.8	1,478	18	1.3
負債合計	20,045	18,684	△ 1,361	△ 6.8	18,046	△ 638	△ 3.4
資本金	14,330	14,330	-	0	14,330	-	0
資本剰余金	8,435	8,435	-	0	8,435	-	0
利益剰余金	931	2,914	1,982	212.9	1,989	△ 924	△ 31.7
純資産合計	23,696	25,679	1,982	8.4	24,755	△ 924	△ 3.6
負債純資産合計	43,742	44,364	621	1.4	42,801	△ 1,563	△ 3.5

3 事業実績の詳細

(1) 病院部門

病院部門は、高齢者の心身の特性に配慮した医療の確立を目指し、血管病、高齢者がら、認知症及び高齢者糖尿病を重点医療として位置付け、高度で出血などをできるだけ少なくする医療を提供するとともに、高齢者急性期医療を提供する区西北部二次保健医療圏の救急病院としての役割も果たしている。また、令和6年3月に地域医療支援病院にも承認されるなど、地域医療への貢献にも注力している。

医療体制は、法定病床数は550床(一般520床、精神30床)、診療科構成は内科系14科、外科系11科、中央診療部門10科の計35科と救急診療部、認知症医療センター及び認知症支援推進センターを加えた38の診療部門で構成されている。

ア 診療実績

(イ) 入院患者数及び病床利用率実績

令和3年度から令和5年度までの入院患者数及び病床利用率の実績は、表10のとおりである。

令和5年度まで新型コロナウイルスへの対応のために人員等に制約があったことや、新型コロナウイルスの影響で患者が受診を控える傾向があったことから、延べ患者数は減少するとともに、病床利用率が低下しているが、回復の兆しが見られる。

また、入院患者の年齢別人数は、表11のとおりであり、70歳以上の患者が、令和3年度は78.7%、令和4年度は82.1%、令和5年度は82.2%を占めている。

(表10) 入院患者実績

区分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
病床数(床)	550	550	550
延べ患者数(人)	144,738	142,249	144,293
1日当たり患者(人)	397	390	394
平均在院日数(日)	11.8	12.0	12.5
病床利用率(%)	86.7	83.6	84.5

(表11) 年齢別入院患者数

(単位:人、%)

区分	第13期 (令和3年度)		第14期 (令和4年度)		第15期 (令和5年度)	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
60歳未満	1,136	10.0	852	7.8	794	7.4
60～69歳	1,274	11.2	1,109	10.1	1,098	10.3
70～79歳	3,506	30.9	3,358	30.7	3,195	29.9
80歳以上	5,421	47.8	5,622	51.4	5,581	52.3
合 計	11,337	100	10,941	100	10,668	100

(イ) 外来患者実績

令和3年度から令和5年度までの外来患者の実績は、表12のとおりである。

外来患者についても、入院患者の場合と同様に、新型コロナウイルスの影響により、延べ患者数及び1日当たり患者数はともに減少している。

(表12) 外来患者実績

(単位:人)

区分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
延べ患者数	217,026	213,056	199,529
1日当たり患者数	741	727	679

(イ) 患者1人1日当たりの診療単価

令和3年度から令和5年度までの患者1人1日当たりの診療単価は、表13のとおりである。入院単価については減少の傾向にあるものの、外来単価については、地域の連携医療機関との連携強化や救急患者の積極的な受入れなどにより、増加傾向にある。

(表13) 患者1人1日当たりの診療単価実績

(単位:円)

区分	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
入 院	66,881	70,155	66,491
外 来	15,749	15,925	15,980

イ 重点医療の提供

第四期中期計画では、法人がこれまで重点医療として掲げた血管病、高齢者がん、認知症に新たに高齢者糖尿病医療を加え、加齢による心身の老いや衰えに配慮した上で患者が安心できる医療提供体制を整えている。

また、その他の診療分野においても、高齢者の特性に配慮した医療を提供し、生活機能の維持・加齢に伴う心身の老いや衰えた状態からの回復を目指すとともに、これらのノウハウについて地域に普及を進めている。

(ア) 血管病医療への取組

急性大動脈スーパーネットワーク、東京都CCU（注1）ネットワークからの重症度の高い救急患者の受け入れを積極的に行っている。また、経カテーテル的大動脈弁置換術や補助循環用ポンプカテーテル等、高度で出血などをできるだけ少なくする治療を引き続き実施し、高齢者の身体的負担に配慮した医療を提供している。

(イ) 高齢者がん医療への取組

高齢者に対し出血などをできるだけ少なくする治療として、大腸がんについては早期がん・進行がんに関わらず腹くう鏡手術を標準術式として実施するとともに、肝胆すい領域における高難度手術を積極的に行うなど、高度ながん治療を提供している。また、狭帯域光を用いた内視鏡検査を積極的に行うことで診断精度を高めることにより、早期がんについて早めの治療につなげている。

(ウ) 認知症医療への取組

令和5年度は、アルツハイマー病にシカネアが適応となり、病院部門では全国に先駆けて投与を開始した。それに合わせ、シカネア投与のために必要なPETやMRI（注2）での検査体制を整備するとともに、患者・家族に対して、効果や副作用について丁寧に説明を行い、心理的サポートやフォローアップ相談体制を整えた。

また、認知症診断の専門外来である「もの忘れ外来」において、精神科・脳神経内科・研究所等の医師が連携して認知症の精査・原因診断と治療導入を行うとともに、認知症専門相談室と連携することで、かかりつけ医が円滑に診療を継続できるよう努めている。

(エ) 高齢者糖尿病医療への取組

糖尿病看護認定看護師による糖尿病看護外来を実施し、フットケアのほか、インスリン注射導入、持続血糖測定やインスリンポンプなど複雑な検査・治療を提供する環境を整備している。また、「東京都区西北部糖尿病医療連携検討会」基幹病院として換代会を実施するなど、糖尿病の重症化予防について情報共有を図るとともに、「いたばし糖尿病多職種ネットワークの会」に講師を派遣するなど、高齢者糖尿病に関する知見を紹介している。

（注1）Coronary Care Unit（冠動脈疾患集中治療室）の略

（注2）Positron Emission Tomography（ポジトロン放出断層撮影法）の略、Magnetic Resonance Imaging（磁気共鳴画像法）の略

ウ 高齢者急性期医療の提供及び救急医療の充実

急性期医療を提供する病院として、急性大動脈スーパーネットワーク、東京都CCUネットワーク、東京都脳卒中救急搬送体制への参画を通じ、重症度の高い患者や複数疾患を抱える患者なども含め積極的な受け入れを行っている。

令和3年度から令和5年度までの患者受入実績は、表14のとおりである。

（表14）救急患者受入実績

区 分	第13期	第14期	第15期
	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)
救急患者受入数	10,339	10,336	8,612
うち時間外受入数	6,036	6,229	5,313

（単位：人）

エ 地域連携の推進

令和3年度から令和5年度までの紹介率及び逆紹介率の実績は表15のとおりであり、これらの実績や、これまでの地域連携の成果により、令和6年3月に地域医療支援病院に承認された。

（表15）紹介率、逆紹介率の実績

（単位：％）

区 分	第13期	第14期	第15期
	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)
紹介率	70.7	72.0	78.1
逆紹介率	82.2	88.9	107.9

（注）紹介率＝（紹介患者数÷救急患者数）×100

逆紹介率＝（逆紹介患者数÷初診の患者数）×100

逆紹介とは、病状が安定した患者に対し、紹介元のかかりつけ医や地域の診療所等の医療機関を紹介すること。

(2) 研究部門

研究部門は、高齢者のQOL（生活の質）の維持・向上への貢献に向けて、重点医療・老年症候群に係る自然科学分野での研究や、高齢者の社会参加や加齢に伴う心身の老いや衰え・認知症に係る社会科学分野での研究などを推進している。

ア 研究体制

研究体制は、表16のとおりであり、それぞれ研究チームを作り研究を進めている。

また、表17のとおり、病院部門と研究部門が共同で運営する組織として部門横断センターを設置し、高齢者医療・研究の拠点としての機能を一層強化している。

(表 1 6) 研究チーム

研究系	研究チーム	概要
自然科学系	老化機構研究	老化及び老化関連疾患のメカニズムの解明、バイオオーブーカーの同定、治療法の開発を行う。
	老化制御研究	老化の機構を明らかにして健康寿命（日常生活に支障のない期間）を延伸させるための方法論を科学的根拠に基づいて開発する。
	老化脳神経科学研究	脳・神経系に生じる障害を克服して、超高齢化社会におけるサクセスフルエイジングを達成することを目指した研究を行う。
	加齢変容研究	加齢に伴い変化する臓器や組織の機能低下を細胞や遺伝子のレベルで明らかにし、からだ全体の老化（個体老化）へと外挿する。さらに、臓器や組織間の相互作用など、個体老化から見た新たな老化機構の解明や老化制御の達成に向けた研究を行う。
社会科学系	老年病理学研究	老化に伴って発生、増加する老年性疾患の病因の解明、早期診断法、新たな治療法の研究を行う。
	神経画像研究	PET を使用し、老化と認知症等の老人病のうち、特に脳を中心とした研究を行う。
社会科学系	社会参加とヘルシーエイジング研究	多様な高齢者が、社会とのつながりや役割を持つことで、人生を楽しみ、持続可能な地域づくりに貢献できる社会の実現を目指し、社会参加・社会貢献とそれを支えるヘルシーエイジング（加齢に伴う心身の老い衰え・認知症の一次予防）の推進及び社会関係の構築に資する研究を行う。
	自立促進と精神保健研究	老年症候群の予防を目指した介入プログラムの開発、関係団体と連携した地域の特徴に応じた認知症総合支援体制の構築を実現するための政策研究、高齢者のための地域精神保健プログラムの開発を行う。
	福祉と生活ケア研究	要支援・要介護状態にある高齢者や後期・超高齢期高齢者における生活機能、精神的健康状態、生活の質、生活環境向上に資する研究と社会への成果還元を行う。

(表 1 7) 部門横断センター

部門横断センター	概要
健康長寿イノベーションセンター	病院と研究所を有機的に結合するための組織として発足。厚生労働省認定臨床研究審査委員会による法人内外の臨床研究の審査、先進医療の迅速審査、治験審査委員会などの運営を行う。
認知症未来社会創造センター	認知症について、疾患発症の過程で生じる細胞反応等や早期に発見する方法及び予防法に関する研究のほか、認知症になっても暮らしやすい街を創ることを目的とした研究を行う。
フレイル予防センター	加齢による心身の衰えの予防対策及び心身の老いや衰えを考慮した高齢者医療の実現を目指した研究や活動を行う。

イ 研究概要

高齢者の心身の健康維持・増進及び自立した生活の継続のため、病院部門と研究部門との連携を効果的に行い、センターの重点医療（血管病、高齢者が、認知症及び高齢者糖尿病）に関して、基礎研究となる「高齢者に特有な疾患と生活機能障害を克服するための研究」、虚弱予防や社会科学的な観点による「活気ある地域社会を支え、長寿を目指す研究」を実施している。また、研究活動の一層の推進を図るため、競争的資金の獲得や研究委託・共同研究などを積極的に実施している。令和3年度から令和5年度までの外部研究資金の獲得状況は、表18のとおりである。

(表 1 8) 外部研究資金の獲得状況

(単位：件、千円)

区分	第13期 (令和3年度)		第14期 (令和4年度)		第15期 (令和5年度)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額(注)
受託研究	11	46,619	12	84,025	13	63,083
共同研究	17	70,535	28	103,393	35	105,766
科学研究費補助	172	285,756	190	294,233	198	233,870
その他(受託事業等)	118	661,015	119	649,485	115	625,760
合計 (研究員1人当たり)	318	1,063,927 (11,318)	349	1,131,138 (11,311)	361	1,028,481 (10,388)

(注) 令和5年度より、病院部門において認知症未来社会創造センターに所属している研究員が獲得した資金は除いている。

ウ 先進的な老化研究の展開・老年学研究におけるリーダーシップの発揮

活性酸素が脳の記憶形成に必要であることを発見することで、従来、老化や生活習慣病の原因因子とされてきた活性酸素の機能的役割を解明するなど、高齢者に特有な疾患や老年症候群を克服するための研究を行っている。

さらに、アジア/オセアニア国際老年学会議を主催するなど、国内外の学会において論文発表や研究成果の公表とともに、ICTやロボット技術等の研究・医工連携について積極的に関与するほか、連携大学院等から大学院生を受け入れるなど、次世代の研究者を育成している。

令和3年度から令和5年度までの学会・論文発表数及び共同・受託研究や研究者を目標す大学院生の受入れなどの実績は、表19のとおりである。

(表19) 学会発表・論文発表、受託研究等の主な活動実績

内 容	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
学会発表・論文発表	2,134 件	2,189 件	3,297 件
研究員1人当たり	22.7 件	24.3 件	22.2 件
受託研究等の受入件数	75 件	91 件	96 件
連携大学院生の受入数	14 人	14 人	15 人
大学等の研究生受入数	25 人	16 人	20 人

エ 研究成果の普及と還元

老年学・老年医学公開講座の開催、ホームページや広報誌「研究所NEWS」、各種講演集などの各種媒体を通じて研究成果等を普及するため、都民のほか、研究者や学コミュニティ関係者などに発信している。

また、都をはじめとする地方自治体や国の審議会等に参加し、政策提言等に関与することで研究成果を社会に還元している。

令和3年度から令和5年度までの普及活動の主な実績は、表20のとおりである。

(表20) 普及活動の主な実績

内 容	第13期 (令和3年度)	第14期 (令和4年度)	第15期 (令和5年度)
老年学等公開講座の開催 参加者数	3 回 12,906 人	4 回 25,271 人	4 回 141,470 人
「研究所NEWS」の発行	4 回	4 回	4 回
ホームページアクセス数	50,773 件	45,197 件	50,893 件

首都高速道路株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	首都高速道路株式会社	令和6年10月4日から 同月11日まで	第18期(令和4.4.1～令和5.3.31) 及び第19期(令和5.4.1～令和6.3.31)の事業
局	都市整備局	令和6年10月3日及び 同月17日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都及びその周辺の地域における自動車専用道路（以下「首都高速道路」という。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和34年6月 首都高速道路公団設立 平成16年6月 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）成立 平成17年10月 首都高速道路株式会社設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき行う首都高速道路の新設又は改築 首都高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究（ほか）
所在地	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

組 織	11 部 1 室 4 事業所
人 員	役員 16 名（取締役会長 1 名（非常勤）、代表取締役社長 1 名、代表取締役専務 2 名、取締役 2 名、執行役員 6 名、監査役 4 名（非常勤 3 名）） 従業員 1,143 名
出 資	資本金及び資本準備金 270 億円のうち、72 億 1,561 万 8,000 円（26.7%）
事業の委託等 （表 1）	1,409,835 千円（令和 5 年度建設局支出額 1,094,350 千円 港湾局支出額 217,233 千円 下水道局支出額 98,252 千円）
都との関係 （表 2）	経常収益に占める都からの収益 335,071 百万円のうち、1,409 百万円（0.4%）
職員の派遣等	常勤役員 2 名が都退職者 常勤職員 9 名を都から派遣
東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

（注）上記数値等は令和 6 年 3 月 31 日現在

（表 1）主な事業の委託等

（単位：千円）

協定名	第 17 期 （令和 3 年度）	第 18 期 （令和 4 年度）	第 19 期 （令和 5 年度）
日本橋周辺の首都高速道路の地下化及び都市計画道路補助第 96 号線の拡幅に関する旅行協定書の実施に係る各年度協定（建設局）	1,163,736	654,452	1,039,262
（仮称）新京橋連絡路（地下）整備計画に係る調査・設計等に関する協定（建設局）	21,264	122,353	47,031
東京都市計画道路幹線街路環状第 6 号線整備事業のうち都道首都高速品川目黒線五反田出入口整備に伴う西五反田地区及び下目黒地区の街路整備事業に係る工事の委託に関する旅行協定（建設局）	1,128,130	661,751	
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物の維持等に要する費用負担等に関する協定（港湾局）	70,574	107,565	96,216
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物（橋脚等）の修繕に要する費用負担等に関する協定（港湾局）	87,947	87,308	121,016

（表 2）経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	第 17 期 （令和 3 年度）		第 18 期 （令和 4 年度）		第 19 期 （令和 5 年度）	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
合計	381,407	100	345,538	100	335,071	100
都からの収益	2,510	0.7	1,640	0.5	1,409	0.4
受託業務収入	2,510	0.7	1,640	0.5	1,409	0.4
他の収益	378,897	99.3	343,897	99.5	333,661	99.6

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、中期経営計画の目標達成に向けた取組が計画に沿って適切に行われているかなどに着眼して、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、会社が、令和4年度及び令和5年度に締結した高速道路の工事等において、設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ合理的、経済的に行われているかなどに着眼して、工事関係書類の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「中期経営計画2021-2023」及びこれに基づく各年度経営計画により、高速道路事業、5か所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20か所のパーキングエリアの運営及び管理等を行っている。

高速道路事業として、令和4年4月1日に、より公平な料金体系へ向けた上限料金の見直しや各種割引の実施など料金の見直しを行っている。

また、料金所周辺での渋滞緩和や利用者のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、ETCの普及に取り組み、令和4年3月までに6か所、さらに同年4月より29か所を加え、合計35か所の料金所について、ETC専用入口として運用している。ETCの利用率は、令和6年3月平均で前年同月比0.2ポイント増の98.3%となっている。

高速道路の新設について、新大宮上尾道路の整備を行っている。

また、構造物の長期的な安全性を確保するため、大規模更新工事及び大規模修繕工事を行っている。

さらに、技術開発等の推進として、コスト削減に資する省力化技術やCO₂削減技術の開発・導入等の取組を行っている。

このほか関連事業は、休憩所等事業として、令和4年4月に川口ハイウェイオアシスの開業や、会社が首都高速道路の計画・建設・維持管理等で培った技術力を活かしたコンサルティンク事業等を行っている。

(2) 経営成績及び財政状態の概況

(単位：百万円、%)

科目	第17期 (令和3 年度)	第18期(令和4年度)		第19期(令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	380,496	344,903 △	35,593 △	9.4	334,178 △	10,724 △	3.1
売上原価	377,264	348,286 △	28,978 △	7.7	332,847 △	15,438 △	4.4
経常損益	4,049 △	2,772 △	6,822	-	2,173	4,946	-
当期純損益	3,499 △	2,226 △	5,725	-	1,748	3,975	-
資産合計	362,317	346,127 △	16,190 △	4.5	446,194	100,067	28.9
負債合計	310,247	296,284 △	13,963 △	4.5	394,603	98,319	33.2
純資産合計	52,070	49,843 △	2,226 △	4.3	51,591	1,748	3.5

ア 高速道路事業の特性

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と締結した協定及び道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）の規定による許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を徴収し、その収入から機構への道路資産賃借料及び会社が負担する管理費用の支払を行う。

また、会社は、協定等に基づき高速道路の新設等を行っており、新設等の結果生じた資産は、機構に引き渡すまでの間、仕掛道路資産として会社で資産計上されることとなっている。そして、工事後、道路資産は機構に引き渡されることになり、この時に、仕掛道路資産に集計されていた金額は、道路資産完成原価に振り替えられる仕組みとなっている。

イ 経営成績

売上高及び売上原価は、第18期及び第19期ともに減少している。これは、第18期及び第19期において修繕事業及び特定更新等工事が完了し、機構に道路を引き渡したことに伴い発生する道路資産完成高及び道路資産完成原価が減少したことによるものである。

また、料金収入は、第18期及び第19期では2,700億円程度で推移しているが、第19期では、新型コロナウイルス感染症の5類移行など社会経済活動の正常化に伴い、前期比約1%増となるなど増加傾向である。

ウ 財政状態

第18期において、資産が減少しているが、これは主に流動資産が減少したことによるものである。具体的には、修繕事業及び特定更新等工事の進捗により仕掛道路資産が増加したものの、有価証券として計上される譲渡性預金や高速道路事業に係る営業未収入金が減少したこと

によるものである。
また、負債が減少しているが、これは主に流動負債が減少したことによるものである。具体的には、高速道路事業に係る未払金が減少したことによるものである。
純資産の減少は、法に基づき、道路資産完成高を計上しない機構への道路資産の引渡しを行っており、安全対策・サービス高度化積立金活用事業による4,635百万円の損失を計上したことによるものである。

(3) 工事
ア 監査対象とした工事等

監査は、令和4年度、令和5年度に締結したものと及び令和3年度以前に締結し令和4年度、令和5年度に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等777件(679,240百万円)のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事を中心に、27件(211,268百万円)を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

種別	契約年度			計	
	第17期 (令和3年度)以前	第18期 (令和4年度)	第19期 (令和5年度)	件数	金額 (税込)
工事	81 355,735	73 53,607	67 173,283	221	582,625
設計委託等	209 51,913	182 22,378	165 22,324	556	96,615
合計	290 407,648	255 75,985	232 195,607	777	679,240
抽出件数・金額	16 195,262	1 618	10 15,388	27	211,268

(注)「令和3年度以前」の工事等は、令和4年度及び令和5年度に継続して施工等が行われているものを記載している。

イ 主な工事

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
高速1号羽田線(東品川浅橋・鯉洲埋立部)更新工事	橋梁上部工、橋梁下部工、仮設工の実施設計・施工他	123,107	平成27.8.6 ～令和10.8.31
(修) 構造物改良工事2-1	支承取替工、段差防止工、落橋防止工他	12,852	平成30.4.21 ～令和4.6.30
(修) 上部工補強工事1-210	き製・腐食の補修・補強工、支承取替工、塗替塗装工他	7,883	平成30.10.3 ～令和6.6.30
(修) 木場受電所建築工事	受電所棟新築工事、木場庁舎改修及び倉庫撤去・新設工事	997	令和3.7.6 ～令和6.5.20
料金所ETC設備改修工事 2021-2-1	料金所 ETC 設備及び料金所遠隔監視設備の改修一式	19,820	令和4.2.25 ～令和10.9.16
(修) トンネル消火設備改修工事 2021-1-2	千代田トンネルの水噴霧設備の改修一式	416	令和4.3.30 ～令和6.1.28
(改修) 三宅坂換気所内装改修工事	自家発電設備改修に伴う内装改修工事	676	令和5.6.24 ～令和7.8.11

(注) 土木、建築及び設備の工事のうち、契約金額が大きい工事、大規模な改修工事等を記載している。

(4) 経営に関する評価

首都高速道路は、これまで、首都圏の交通を円滑化し社会経済活動を支えるため、整備が進められてきた。この結果、令和5年度末現在では、その延長距離は約327.2kmとなり、一日平均約100万台が利用する首都圏の大動脈となっている。

また、首都高速道路は、開通から40年以上経過する区間が全体の約5割となっており、中でも50年以上経過した区間は全体の3割以上を占めている。首都高速道路ネットワークを将来にわたって安全に機能させていくため、会社は、これまで更新事業を実施している箇所に加えて、令和6年1月に公表した「首都高速道路の更新計画」に基づき、令和6年3月に機轉との協定変更、国からの事業許可を経て、羽田トンネル付近など新たに更新が必要な箇所の更新事業を、令和6年度から実施している。

さらには、日本橋周辺における老朽化した道路資産の更新と都市再生との一体的な事業の推進についても、首都高速道路の日本橋地下化事業に伴う新たな都心環状ルート(新首都連絡路)の整備を始め、その実現のためには、これからも、都や国との十分な連携が不可欠である。

このような状況の中、会社は、社会環境の劇的な変化に伴う課題に対応するため、会社の基本理念・経営理念を踏まえ、これまでの様々な取組や前中期経営計画の評価に加え、10年後のありたい姿を描き、「中期経営計画2024-2026」(令和6年4月発行)を策定し、事業に取り組んでいる。

今後とも会社は、首都高速道路ネットワークの更なる強化や道路構造物の更新などの事業を着実に実施していく必要があり、事業執行におけるコスト削減や首都高グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等関連事業での収入確保など、会社全体の収益性向上に向けた一層の経営努力が必要である。また、首都高速道路事業を通じて、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限導入、新技術開発等の取組を推進していくことが期待される。

参考資料

1 経営状況

(1) 事業実績
ア 中期経営計画2021-2023の取組

区分	項目	令和5年度 目標値	令和5年度末 実績
安全・安心の追求	健全橋梁率	94%	94%
	橋梁点検率（累計）	100%	100%
	トンネル点検率（累計）	100%	100%
	道路附属物点検率（累計）	100%	100%
	快適走行路面率	97%	97%
	渋滞損失時間	2,200万台・時	2,609万台・時
	与野 JCT 部工事着手	令和5年度	令和5年度
	交通規制時間	210時間/km	199.1時間/km
	路上工事による渋滞損失時間	105万台・時	94.6万台・時
	死傷事故率	9.9件/億台km	8.8件/億台km
快適・便利なサービスの提供	逆走事故件数	0件	1件
	人等の立入事件数	370件	483件
	イベント協働実施日数	13日	15日
	ETC専用入口（累計）	30ヵ所程度	35ヵ所
	ETC利用率	98%	98.3%
	駐車場事業売上金額（連結）	33億円	33億円
	川口ハイウェイオアシスオープン	令和4年度	令和4年度
	技術外販事業受注金額（連結）	30億円	33億7千万円
	関連事業売上金額（連結）（注）	87億円	89億円
	関連事業営業利益率（連結）（注）	12.3%	13.5%
関連事業の推進	技術開発件数	10件	14件
	首都高グループ総合力の強化	総合顧客満足度（5段階評価）	3.53

（注）駐車場・休憩所・技術外販・不動産事業等の売上金額及び営業利益率（受託事業を除く。）

4 高速道路事業

(7) 料金収入、道路資産賃借料 (税込) 及び通行台数

(単位：百万円、千台)

項目	実績			備考
	第17期 (令和3年度)	第18期 (令和4年度)	第19期 (令和5年度)	
料金収入実績額	279,748	297,800	300,953	都道首都高速1号
料金収入計画額	269,891	290,627	294,190	線注办36路線
道路資産賃借料実績額	183,221	202,360	202,612	総延長約327.2km
道路資産賃借料計画額	176,063	198,093	198,791	
年間通行台数	343,105	364,559	374,185	
1日平均通行台数	940	999	1,022	

(イ) 引渡道路資産、債務及び引路線

(単位：百万円)

項目	実績		
	第17期 (令和3年度)	第18期 (令和4年度)	第19期 (令和5年度)
引渡道路資産 (新設・改築)	2路線	-	-
債務引渡実績額	124,834	90,430	10,570

引渡路線

- ・ 横浜(新設) 横浜(新設) 北西線(新設) 都道首都高速1号線等(修繕) 都道首都高速1号線等(特定更新等工事)
- ・ 都道首都高速1号線等(修繕) 都道首都高速1号線等(特定更新等工事)
- ・ 都道首都高速1号線等(修繕) 都道首都高速1号線等(特定更新等工事)

(7) 道路更新計画

区分	対象箇所	延長	当初開通年度	事業年度
大規模修繕	東品川浅橋・鯉洲埋立部	1.9 km	1963年度	2014～2028年度
	高速大師橋	0.3 km	1968年度	2015～2025年度
	竹橋・江戸橋 JCT付近	3.3 km	1964年度	2015～2040年度
	日本橋地下化区間	1.8 km	—	2040年度まで
	竹橋・神田橋 JCT付近	1.5 km	—	2040年度まで
	池尻・三軒茶屋出入口付近	1.5 km	1971年度	2015～2027年度
	銀座・京橋出入口付近	1.5 km	1962年度	2015～2035年度
	羽田トunnel付近	0.3 km	1964年度	2024～2038年度
	小計	8.8 km	—	—
	1号線、3号渋谷線、4号新宿線他	55.2 km	—	2014～2028年度
湾岸線・荒川湾岸橋他	21.3 km	—	2024～2035年度	
小計	76.5 km	—	—	
合計	85.3 km	—	—	

7 関連事業

(単位：百万円)

事業名	実績			備考
	第17期 (令和3年度)	第18期 (令和4年度)	第19期 (令和5年度)	
駐車場事業収入	1,216	1,260	1,325	日本橋本町駐車場注
休憩所等事業・コンサ ルテナイソグ事業収入	2,136	982	843	平和島PA(上9)注办 19カ所等
高架下事業収入	110	111	121	都道首都高速2号線高 架下施設事業4カ所
受託業務収入	5,930	6,972	4,603	国、地方自治体等

(2) 経営成績
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第17期 (令和3年 度)	第18期 (令和4年度)		第19期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	380,496	344,903	△ 35,593	△ 9.4	334,178	△ 10,724	△ 3.1
高速道路料金収入	254,274	270,723	16,449	6.5	273,537	2,814	1.0
道路資産完成高	116,663	64,724	△ 51,939	△ 44.5	53,616	△ 11,107	△ 17.2
その他	9,559	9,455	△ 103	△ 1.1	7,024	△ 2,431	△ 25.7
売上原価	377,264	348,286	△ 28,978	△ 7.7	332,847	△ 15,438	△ 4.4
道路資産賃借料	166,564	183,963	17,399	10.4	184,144	181	0.1
道路資産完成原価	118,705	69,359	△ 49,346	△ 41.6	53,616	△ 15,743	△ 22.7
その他	91,994	94,962	2,968	3.2	95,086	123	0.1
営業損益	3,232	△ 3,383	△ 6,615	-	1,330	4,713	-
営業外収益	910	635	△ 275	△ 30.3	892	257	40.6
営業外費用	93	24	△ 69	△ 73.8	49	25	102.5
経常損益	4,049	△ 2,772	△ 6,822	-	2,173	4,946	-
特別損失	100	261	161	161.6	100	△ 161	△ 61.8
税引前当期純損益	3,949	△ 3,034	△ 6,983	-	2,073	5,107	-
法人税、住民税等	450	18	△ 431	△ 95.8	203	184	978.4
法人税等調整額	-	△ 826	△ 826	-	121	948	-
当期純損益	3,499	△ 2,226	△ 5,725	-	1,748	3,975	-

イ 主要経営指標の推移

項目	第17期	第18期	第19期	算式
	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
総資本事業利益率 (%)	1.1	△ 0.8	0.5	事業利益(注) / 総資本
営業収益営業利益率 (%)	0.8	△ 1.0	0.4	営業利益 / 営業収益
総資本回転率 (回)	1.05	1.00	0.75	営業収益 / 総資本
総費用対総収益比率 (%)	99.0	100.9	99.4	総費用 / 総収益
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	164.1	△ 172.3	68.7	事業利益(注) / 支払利息

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態
ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第17期 (令和3 年度)	第18期 (令和4年度)		第19期 (令和5年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	299,916	285,537	△ 14,378	△ 4.8	388,107	102,569	35.9
現金及び預金	8,284	7,293	△ 991	△ 12.0	8,036	742	10.2
高速道路事業営業未収入金	45,266	28,074	△ 17,192	△ 38.0	76,920	48,846	174.0
有価証券	105,000	88,000	△ 17,000	△ 16.2	89,000	1,000	1.1
たな卸資産	136,284	155,374	19,090	14.0	205,782	50,407	32.4
その他	5,080	6,795	1,714	33.7	8,368	1,573	23.2
固定資産	62,401	60,589	△ 1,811	△ 2.9	58,087	△ 2,502	△ 4.1
有形固定資産	58,670	56,249	△ 2,420	△ 4.1	53,797	△ 2,451	△ 4.4
無形固定資産	1,049	825	△ 223	△ 21.3	881	55	6.7
投資その他資産	2,682	3,514	832	31.0	3,408	△ 106	△ 3.0
資産合計	362,317	346,127	△ 16,190	△ 4.5	446,194	100,067	28.9
流動負債	71,643	59,010	△ 12,632	△ 17.6	75,186	16,175	27.4
高速道路事業営業未私金	54,192	43,961	△ 10,231	△ 18.9	60,735	16,774	38.2
その他	17,450	15,049	△ 2,400	△ 13.8	14,451	△ 598	△ 4.0
固定負債	238,604	237,273	△ 1,330	△ 0.6	319,417	82,143	34.6
道路建設関係会社債	131,000	123,000	△ 8,000	△ 6.1	188,000	65,000	52.8
道路建設関係長期借入金	67,721	74,770	7,049	10.4	94,210	19,440	26.0
その他	39,883	39,503	△ 379	△ 1.0	37,207	△ 2,296	△ 5.8
負債合計	310,247	296,284	△ 13,963	△ 4.5	394,603	98,319	33.2
株主資本	52,070	49,843	△ 2,226	△ 4.3	51,591	1,748	3.5
資本金	13,500	13,500	-	0	13,500	-	0
資本剰余金	13,500	13,500	-	0	13,500	-	0
利益剰余金	25,070	22,843	△ 2,226	△ 8.9	24,591	1,748	7.7
純資産合計	52,070	49,843	△ 2,226	△ 4.3	51,591	1,748	3.5
負債及び純資産合計	362,317	346,127	△ 16,190	△ 4.5	446,194	100,067	28.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第17期 (令和3年度)	第18期 (令和4年度)	第19期 (令和5年度)	算定
流動比率	418.6	483.9	516.2	流動資産 — 流動負債
自己資本比率	14.4	14.4	11.6	自己資本 — 総資本
固定長期適合比率	21.5	21.1	15.7	固定資産 — 長期資本(注)

(注) 長期資本＝資本十剰余金十固定負債

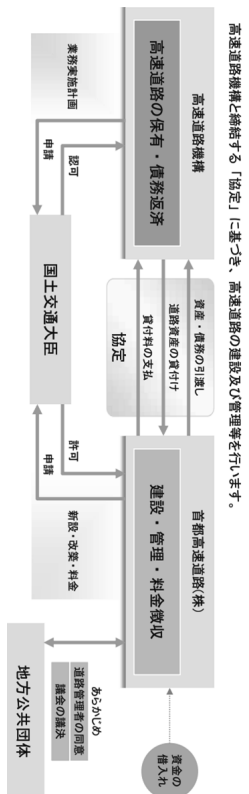
(4) 子会社の状況

(単位：百万円、%)

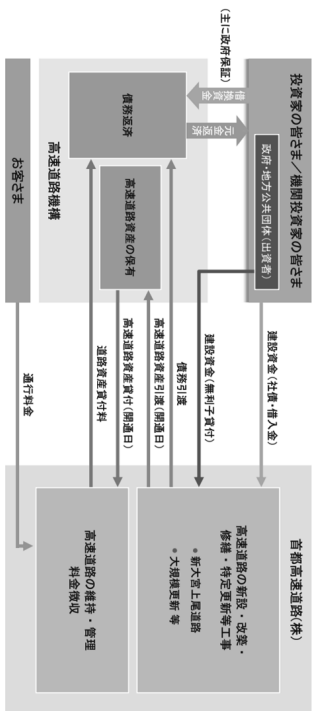
会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
首都高トールサービス西東京株式会社	90	57.9		高速道路事業 (料金収受業務)
首都高トールサービス東東京株式会社	90	100	平成20年7月	
首都高トールサービス神奈川株式会社	90	70.9		高速道路事業 (交通管理業務)
首都高パトロール株式会社	50	100	平成元年6月	
首都高技術株式会社	90	100	平成20年6月	高速道路事業 (維持修繕業務)
首都高メンテナンス西東京株式会社	90	100		
首都高メンテナンス東東京株式会社	90	100		
首都高メンテナンス神奈川株式会社	90	100	平成19年4月	
首都高電気メンテナンス株式会社	90	100		高速道路事業 (用地管理業務)
首都高ETCメンテナンス株式会社	90	100	平成20年3月	
首都高機械メンテナンス株式会社	90	100		高速道路事業 (用地管理業務)
首都高アソシエイト株式会社	90	100	令和2年12月	
首都高速道路サービス株式会社	90	100	平成18年2月	駐車場事業、その他の事業 (休憩施設等及び都市計画駐車場等の運営及び管理)

2 高速道路事業の実施イメージ等

(図1) 高速道路事業の実施イメージの概要



(図2) 高速道路事業スキームにおける資産・債務の流れ



債務の引渡し
道路資産(会社資産となるものは除く)の完成後、道路資産の形成に要した額と同額の債務を高速道路機構に引き渡します(「高速道路機構が債務を引き受ける」)。
債務の引渡しに当たっては、高速道路機構と債務引受契約を締結し、原則として弁済期日が到来する順に債務を決定し、高速道路機構へ引き渡します。
新設工事等の場合にあつては高速道路の開通後に、また修繕工事にあつては四半期毎に高速道路機構へ債務を引き渡します。

(出典) I R 報告書(2024年7月)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	令和6年10月16日から同月29日まで	第17期（令和4.4.1～令和5.3.31）及び第18期（令和6年10月15日及び同月30日
局	産業労働局		及び同月30日

2 団体の概要

設立の目的	設立の概要
産業技術（食品工業技術を含む。）に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与することを目的として設立	平成9年4月 東京都立工業技術センターと東京都立アイトープ総合研究所を統合し、東京都立産業技術研究所として発足
主な沿革	平成18年4月 東京都立産業技術研究所と城東、城南、多摩地域の各中小企業振興センターの技術部門を統合するとともに、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法1」という。）に基づき地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）となる
事業の概要	平成22年2月 多摩テクノプラザを開設 平成23年10月 臨海副都心青梅地区に本部を開設 平成27年4月 タイ王国にバンコク支所を開設 令和3年4月 東京都立食品技術センターを統合
	<ul style="list-style-type: none"> 産業技術に係る試験、研究及び調査に関すること 産業技術に係る普及、相談及び支援に関すること 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること {ほか}

所在地	東京都江東区青海二丁目4番10号
組織	本部、多摩テクノプラザ、城東・墨田・城南・バンコク各支所、食品技術センター
人員	役員5名（理事長1名、理事2名、監事2名（非常勤）） 職員392名
出資（表1）	現物出資 土地142億円、建物136億657万5,150円、 工作物9,750万900円、債権1億4,775万5,520円 合計280億5,183万1,570円（100%）
交付金（表2）	8,330,783千円（令和4年度交付額） 8,635,079千円（令和5年度交付額）
補助金（表2）	3,161千円（令和4年度交付額） 2,168千円（令和5年度交付額）
都との事業の委託（表3）	404,703千円（令和4年度委託料） 306,561千円（令和5年度委託料）
都との関係する都からの収益（表4）	経常収益9,237百万円のうち、8,045百万円（87.1%）
財産の貸付け等（表5）	行政財産 土地（0.93㎡）、建物（6,228.66㎡）を使用許可 普通財産 土地（46.9㎡）、建物（6,120.1㎡）を無償貸付
職員の派遣	常勤職員14名を都から派遣
業務実績評価（全体評価）（注2）	令和4年度：第四期中期計画の達成に向け、優れた業務の進捗状況にある 令和5年度：第四期中期計画の達成に向け、優れた業務の進捗状況にある

（注1）上記数値等は令和6年3月31日現在

（注2）法に従い、法人は、知事が定めた中期目標を受け、中期計画とともにこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行う。法人の事業年度が終了した後、東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置）は、中期計画及び年度計画に記載されている事項に関する20の項目別評価及び全体評価について知事に意見を述べ、知事が評価・公表する。

(表1) 出資(現物出資)の状況

(単位:千円)

区分	名称	数量	評価額
土地	東京都立産業技術研究センター敷地	14,519.35	14,200,000,000
	東京都立産業技術研究センター本館建屋	33,032.30	13,573,022,400
建物	東京都立産業技術研究センター附属建屋	97.50	33,552,750
	アスファルト舗装	一式	14,724,150
	緑化ブロック舗装	一式	10,267,950
	築庭(西)	一式	43,912,050
	築庭(北・東・南)	一式	7,729,050
	館路サイン(正門側)	一式	2,579,850
	館路サイン(北側)	一式	2,579,850
	入出庫ゲート	一式	9,331,350
	外灯設備一式	一式	6,376,650
	債権	東京都立産業技術研究所墨田庁舎に係る建物賃貸借契約に基づく敷金返還請求権	
合計			28,051,831,570

(表2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位:千円)

名称	根拠	対象	交付額		
			第16期 (令和3年度)	第17期 (令和4年度)	第18期 (令和5年度)
地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター運営 費交付金	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター運営 費交付金交付要綱	法人の運営(通 常及び特定期間 の事業等)に要 する経費	8,510,195	8,330,783	8,635,079
地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター施設 整備費補助金	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター施設 整備費補助金交付 要綱	法人の施設・設 備の整備に要す る経費(補助率: 10/10以内)	—	3,161	2,168
合計			8,510,195	8,333,944	8,637,247

(表3) 委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料		
	第16期 (令和3年度)	第17期 (令和4年度)	第18期 (令和5年度)
産業サポーターズエフ・TAMANAテクノ ラザ本館等建物維持管理等業務委託	117,762	176,382	114,121
東京都地域中小企業振興センター建物維 持管理等業務委託	241,562	209,097	175,636
医療機器産業参入におけるものづくり系 中小企業等に対する技術的支援業務委託	18,372	19,149	16,710
成長産業分野の海外展示会出展に係るア ドバイザリー業務委託	466	74	92
合計	378,163	404,703	306,561

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第16期 (令和3年度)		第17期 (令和4年度)		第18期 (令和5年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
都からの収益	8,229	100	8,915	100	9,237	100
運営費交付金収益	7,527	91.5	7,804	87.5	8,045	87.1
施設費収益	6,111	74.3	6,298	70.6	6,580	71.2
受託事業収益	—	0	3	0.0	2	0.0
資産見返期待戻入	387	4.7	409	4.6	315	3.4
他の収益	1,027	12.5	1,092	12.3	1,147	12.4
合計	702	8.5	1,111	12.5	1,192	12.9

（表5）公有財産の貸付け等の状況

（単位：㎡）

分類	施設名	目的	種類		使用料 （年額）
			土地	建物	
行政財産	東京都城南地域中小企業振興センター	城南支所の事務室、技術開発支援室、会議室等として使用		2,668.82	免除
	東京都城南地域中小企業振興センター（注1）	城南支所の事務室、技術開発支援室、会議室等として使用	0.98	1,583.67	免除
普通財産	産業労働局秋葉原庁舎	食品技術センターの試験研究室、事務室、倉庫等として使用		1,976.47	免除
	産業サポーターズエフ・TAMA	多摩テクノプラザの事務室、製品開発支援ラボ（注2）、会議室等として使用	46.9	6,120.1	無償

（注1）改修工事に伴い、令和5年4月1日から同年9月30日までの使用許可期間となっている。

（注2）24時間利用可能な新製品・新技術の開発に係る施設

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

法人の事業について、主に、出資等の目的・計画に沿って適切に運営されているか、会計経理等は適正に行われているかなどに着目して、業務実績報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

（1）事業実績

法第25条の規定により、知事は、「東京の中小企業の技術力と稼ぐ力の底上げ」、「先端技術や社会ニーズを捉えた東京の産業力強化」、「稼ぐ東京」の実現のため都産技術の資源やネットワークを最大限活用」の3つの視点から中小企業等支援を展開し、公設試験研究機関としての存在意義を高めていくよう法人に対し事業の着実な実施を求める第四期中期目標（目標期間：令和3年度から令和7年度まで）を定めた。

これを受け、法人は第四期中期計画（以下「中期計画」という。）及びこれに基づく年度計画を策定し、事業の運営を行っている。

中期計画では、前期（第三期）までで得られた事業成果を有効に活用し、研究開発に基づく技術支援の強化、中小企業の製品化・事業化への貢献のため、「中小企業のイノベーションを加速させる技術支援」、「新技術・新製品に着実につながる研究開発」、「変化に的確に対応できる機動的運営」の3つの経営方針を掲げ、中小企業にとって、「便利で使いやすい都産技術」から、「頼りになる都産技術」を目指すとしており、計画期間において、主に次の取組を行っている。

- ア 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援
- イ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援
- ウ 中小企業等の新事業展開支援
- エ 地域や支所の特色を活かした支援
- オ 東京の産業を支える産業人材の育成
- カ 情報発信の推進

中期計画の2年目に当たる令和4年度は、フードテック（注1）による中小企業の製品開発を支援するため、令和3年4月に統合した食品技術センターを開発拠点として、分析機器等を整備し、代替肉の創出・普及支援などにつながる研究を実施した。

また、新たな市場での活躍が見込まれるモビリティ産業を支援するため、多摩テクノプラザに実験装置等を新たに整備するとともに、ZEV（注2）や小型モビリティの安全性・信頼性評価等の技術支援を行っている。

3年目に当たる令和5年度は、障害者の社会参加と共生社会実現に向け、日常の活発な活動を支える新製品・新技術として、日常用と競技用の機能を併せ持つ子ども用車いす等の開発に向け

た共同研究を開始するとともに、サーキュラーエコノミー(注3)を実現するため、中小企業を対象に、技術動向・技術潮流の調査を実施し、今後の技術開発の方向性を示したワークショップを作成するとともに、オンラインセミナーの開催、共同研究の募集を行っている。

- (注1) 生産から加工、流通、消費等へつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデル
- (注2) 電気自動車、燃料電池自動車など有害な排気ガスを全く排出しない自動車
- (注3) 廃棄を最小限にする社会経済システムづくり

エ 中小企業の技術的課題の解決や事業化を見据えた総合的支援

項目	内容	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
技術相談	製品開発支援や技術的課題解決のため専門的な知識を活用した相談	77,825件	61,341件	59,000件
依頼試験	品質・性能証明、事故原因究明、技術課題解決のため、中小企業からの依頼に基づく試験	113,408件	104,556件	120,657件
機器利用	中小企業では導入困難な測定機器や分析機器の利用サービス提供	131,623件	148,001件	153,431件
オーダーメイド型技術支援	試作や評価、人材育成などを適宜組み合わせる提案する技術支援	684件	787件	607件
基礎研究	多くの企業が抱える課題、市場拡大が見込まれる分野等に係る研究	62テーマ	55テーマ	55テーマ
共同研究	中小企業、大学、研究機関等との共同実施研究	52テーマ	47テーマ	32テーマ
外部資金導入研究・調査	外部資金・科学研究費助成事業の実施・採択	実施91件	実施79件	実施91件
		257,533千円	362,699千円	355,456千円
知的財産の取得と活用	出願・登録、保有知的財産権の許諾	採択20件	採択24件	採択35件
		239,322千円	631,521千円	112,293千円
		出願37件	出願16件	出願27件
		登録43件	登録43件	登録41件
		許諾17件	許諾12件	許諾12件

イ 産業の発展と都民生活の向上を目指したプロジェクト型支援

項目	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新産業創出支援			
中小企業の5G・IoT・ロボット普及促進事業	製品化・事業化6件	製品化・事業化4件	製品化・事業化5件
航空機産業への参入支援事業	共同研究12テーマ	共同研究9テーマ	共同研究8テーマ
ものづくりリベンチヤー育成事業(注)	試作支援12社		
TokyoものづくりMovement(注)		試作支援13者	製品化予定4製品
社会的課題解決支援			
バイオ基礎技術を活用したヘルスケア産業支援事業	研究開発9テーマ	研究開発6テーマ	研究開発3テーマ
フードテックによる中小企業支援事業		研究開発3テーマ	研究開発7テーマ
活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業	研究開発6テーマ	研究開発7テーマ	研究開発2テーマ
サーキュラーエコノミーへの転換支援事業			オンラインセミナー参加者55名

(注) 令和4年度より「ものづくりリベンチヤー育成事業」から「TokyoものづくりMovement」に変更

ウ 中小企業等の新事業展開支援

項目	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多様な連携によるオンライン/オフライン等の促進			
東京イノベーション/発信交流会	参加者601名	参加者160名	参加者248名
技術審査	4,362件	4,456件	4,654件
都産技研の資源やネットワークを活用した支援			
製品開発支援ラボ	100%	100%	99.6%
製品化・事業化	16件	17件	19件
海外展開の促進			
広域首都圏輸出製品技術支援センター(注)における都産技研相談員数	18名	18名	18名
パソコク支所の技術支援(技術相談・実地技術支援件数)	123件	247件	416件
海外展開寄与件数	30件	53件	55件

(注) 1都10県(東京都、茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川県・新潟・山梨・長野・静岡各県)の公設試験研究機関が連携し、製品の海外輸出時の規格適格支援サービスを提供する。